



村上市消防計画

令和4年度～令和8年度版



令和4年4月1日
村上市消防本部
村上市塩町12番6号

はじめに

村上市消防本部は、昭和 49 年 4 月 1 日に旧村上市、旧荒川町、旧神林村、旧朝日村、旧山北町、岩船郡関川村及び岩船郡粟島浦村の 1 市 2 町 4 村で構成される岩船地域広域事務組合消防本部・署として発足、旧村上市消防署職員 26 人と構成市町村職員 5 人、新採用職員 63 人と合わせて 94 人、1 本部 1 署 3 分所（南分所・朝日分所・北分所）で消防業務を開始した。その後、昭和 55 年 8 月には西分所を開所、1 本部 1 署 4 分所とし、更に昭和 61 年 8 月南分所を閉所、9 月荒川分所、関川分所を開所、北分所を山北分所に西分所を神林分所に改称した。岩船地域広域事務組合消防本部・署は、平成 20 年 4 月 1 日市町村合併で新村上市が誕生したことにより、村上市消防本部・署（1 本部 1 署 5 分署）に改称、岩船郡関川村及び粟島浦村の消防事務委託を受ける新体制で組織改編を行い、近年においては、日本海沿岸東北自動車道の延伸による高速自動車道での事故対応を強化するため、平成 21 年 4 月荒川分署を藤沢地内から大津地内へ移転する。

また、地域防災を担う消防団も市町村合併に伴い、平成 20 年 4 月村上市消防団として統合され、村上方面隊、荒川方面隊、神林方面隊、朝日方面隊、山北方面隊として組織改編が行われた。

令和 2 年 12 月には厚生連村上総合病院が緑町 5 丁目への移転新築されたことに伴い、同病院に救急救命士及び救急隊員の教育研修及び医療関係者との連携強化による救命率向上を目的に併設された村上市救急ワークステーションの運用を開始し、職員 9 名と救急車 1 台を配備した。

村上市消防本部では管轄する地域住民の安心・安全のため発足以来、防火防災の充実を図り、組織体制の増強、充実、消防施設や消防車両等の配備、整備等といった消防体制の強化を行っている。

しかしながら、昨今の社会情勢は、金融危機に伴う世界経済の枠組みの見直しや、地球温暖化に対する再生可能エネルギーへの転換といった世界規模の動きを始めとして、時代は大きく動いている。しかも、急速に進む少子高齢化と首都圏への一極集中の進行などから、村上市においても人口減少による産業や地域の担い手不足、市内経済の低迷、福祉や医療の確保など、様々な課題が懸念されている。

一方災害においては、平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災、平成 16 年 10 月の中越地震、平成 23 年 3 月 11 日発生した日本の観測史上最大の地震で巨大津波を引き起こした東日本大震災、さらに平成 28 年 4 月 14 日、16 日に発生した熊本地震といった震災や毎年のように各地で風水害や台風発生により甚大な被害が発生している。令和元年 6 月には、山北地区において震度 6 強を記録する山形県沖地震が発生、家屋等に被害が及んでいる。

火災にあっては、新宿区歌舞伎町での小規模雑居ビル火災を始め全国各地で発生した高齢者グループホーム等での火災や平成 28 年 12 月 22 日に 147 棟を焼損した糸魚川市大規模火災、当本部においても令和 4 年 2 月 11 日に長政地内三幸製菓株式会社荒川工場 F スタジオの火災により死傷者 7 名が発生する工場火災が発生、新潟市消防局及び新発田地域

広域事務組合消防本部に応援を求め、消火までに12時間を要する甚大な火災となった。これらの災害により多くの尊い生命と財産が失われている。

反面、各種の災害において自主防災組織や消防団員、住民が献身的に活躍しており、地域防災力の重要性が再認識され、今後さらに住民の防災に関する関心の高まりや、地域の安全・安心への希求は高まっていくものと考ええる。

他方、令和元年12月以降、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、日本国内はもとより県内や市内においても感染者の発生が拡大し、感染拡大防止のため緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の発令や新たな生活様式、就業環境の見直しが図られた。

このように多様化する社会情勢の中、職員各自が本消防計画を基本指針として認識を深め、より良い組織づくりと消防体制の充実強化、地域住民の安全で安心して暮らせる街の実現を目指す。

もくじ

第1章 基本方針	6
1 消防計画の目的	7
2 消防計画の位置付け	7
3 消防計画の期間	8
4 消防を取り巻く環境の変化	8
5 関係基準及び消防本部の諸計画との整合	12
6 基本方針	17
7 施策体系	17
第2章 基本計画	20
1 消防組織体制の強化	21
1-1 消防組織運営管理事業	22
1-1-1 消防組織運営事業	22
1-1-2 消防被服等貸与事業	25
1-2 消防職員人材育成事業	26
1-2-1 消防職員採用事業	26
1-2-2 消防職員教育・訓練事業	28
1-3 消防施設再編・整備事業	31
1-3-1 消防庁舎再整備事業	31
1-3-2 消防施設維持管理事業	34
1-3-3 消防水利施設等整備事業	35
1-3-4 情報通信施設整備事業	37
2 災害対応力の充実と強化	38
2-1 消防・救助体制の充実と強化事業	41
2-1-1 消防車両・装備等整備事業	41
2-1-2 広域応援体制強化事業	42
2-2 救急・救命体制の充実と強化事業	44
2-2-1 救急需要増加対策事業	44
2-2-2 救急車両・資機材整備事業	46
2-2-3 救急研修・教育事業	47

2-2-4	医療機関連携事業	48
2-2-5	救急ネットワーク構築事業	49
2-3	消防団運営管理事業	51
2-3-1	消防団運営管理事業	51
2-3-2	消防団広域連携事業	52
3	火災予防の推進	54
3-1	火災予防体制の充実と強化事業	55
3-1-1	火災予防推進事業	55
3-1-2	火災調査業務強化事業	57
3-1-3	予防要員育成強化事業	58
第3章	財政計画	60
1	消防財政の現状と課題	61
1-1	消防費の構成	61
1-2	性質別歳出の動向	61
2	消防財政の今後の見通し	62
2-1	今後の方向性	62
2-2	財政見通し	62

-

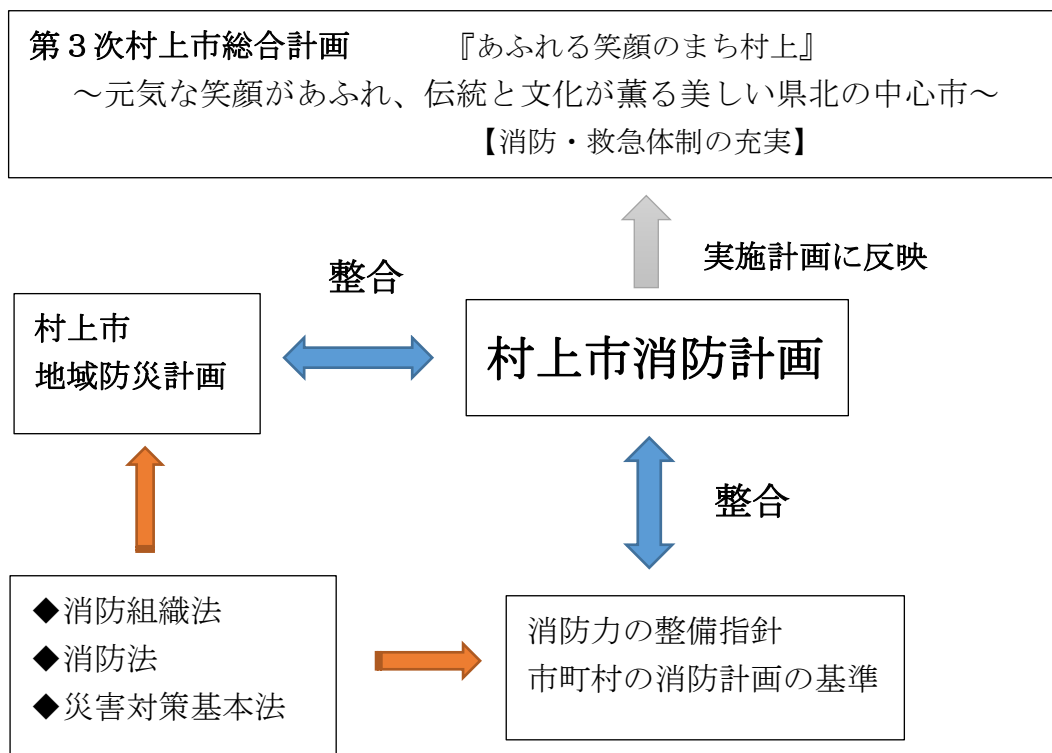
第 1 章 基本方針

1 消防計画の目的

この消防計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号）、消防法（昭和23年法律第186号）及び水防法（昭和24年法律第193号）等の規定に基づき、第3次村上市総合計画（令和4年度～令和8年度）に掲げる基本目標である、「豊かで、安全安心なまち」の実現に向け、社会情勢の変化に対応し、効果的に施策展開を図るための総合的な計画とし、火災、水災、地震、その他の災害から市民の生命、身体及び財産を保護し、かつ、災害による被害を軽減するために必要な消防施策及び消防体制の基本的な指針を定めることを目的とする。

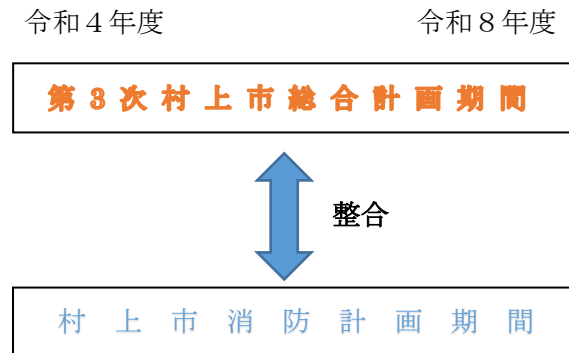
2 消防計画の位置付け

この消防計画は「村上市消防計画」とし、本市消防の任務、施設等の現状と将来を展望した長期計画等を明示し、消防力の総合的な活用を図るために必要な事項を定めるものとする。また「消防力の整備指針」、「村上市地域防災計画」等との整合性を保ちつつ、村上市の上位計画である第3次村上市総合計画の基本目標に従った村上市消防本部の根幹をなす計画とする。



3 消防計画の期間

消防計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画実施期間とし、第3次村上市総合計画の基本計画との整合性を図り、社会情勢や財政状況の変化などに対応するため定期的に計画内容の見直しを行うものとする。

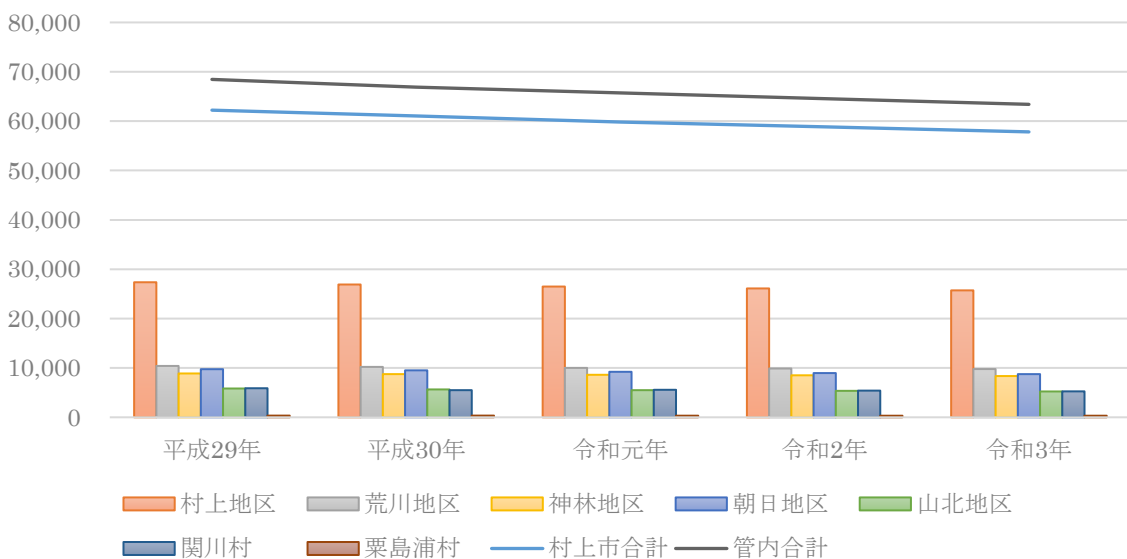


4 消防を取り巻く環境の変化

(1) 人口推移

村上市消防本部管内の人口は、平成20年の市町村合併時村上市全体で70,019人、関川村、栗島浦村を含めた管内総人口で77,573人であったが、平成20年以降一貫した減少傾向にあり、令和3年には村上市で57,825人、管内総人口で63,402人と急激に人口減少が進んでいる。こうした人口減少及び少子高齢化による年齢構成の変化は、消防団員の減少などで既に影響が表れているほか、生産年齢人口の減少による市村の財政基盤の脆弱化や高齢化に伴う救急件数の増加など、消防行政の運営にも大きな影響をもたらすことが予測されている。

管内人口推移



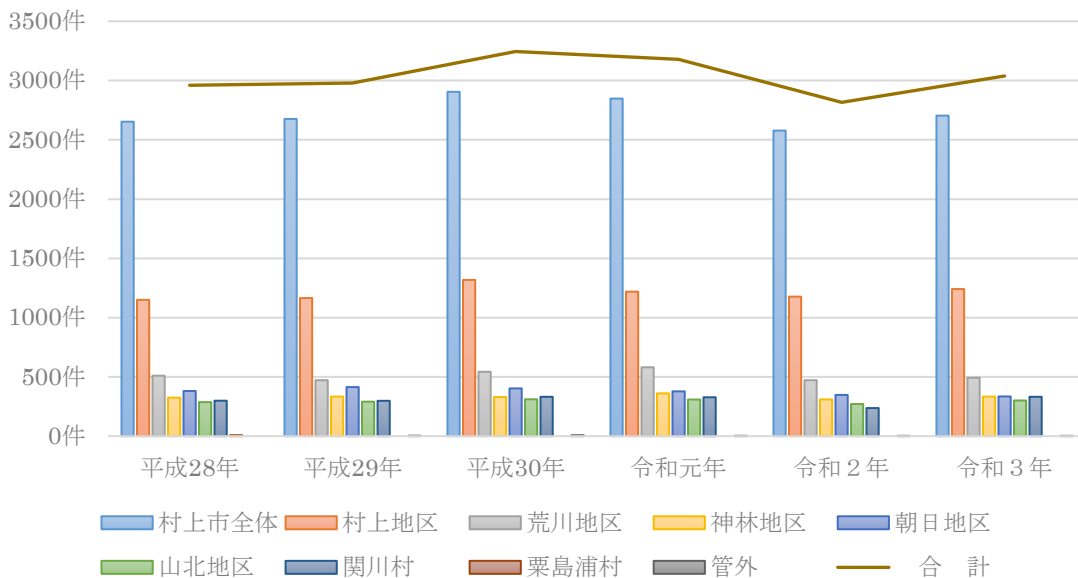
(2) 消防活動の内容

人口減少や少子高齢化の進行及び居住環境を始めとした人々の生活様式の変化と住民ニーズの多様化により、従来想定されなかった災害の発生及び災害の大規模化など、消防を取り巻く環境は大きく変容を遂げており、消防の活動内容にも影響が及んでいるところである。

① 救急業務では、平成 28 年には 2,960 件の出動が、平成 30 年に 3,245 件、令和元年 3,179 件と年間 3,000 件を超える出動となった。ただし、令和 2 年は新型コロナ禍での外出自粛により、3,000 件を割っている。

救急活動の現場では、高齢者の増加による出動件数の増加のほか、救急救命士の処置拡大に伴い、より高度な医療行為を実施するようになったことから、メディカルコントロール体制の充実、平成 29 年度から体制が整えられた指導救命士制度の導入等により質の確保及び向上が強く求められている。また、令和 2 年 12 月移転新築した村上総合病院に併設された村上市救急ワークステーションは救急隊員の資質向上の中核をなす施設として活用されている。

救急出場件数推移



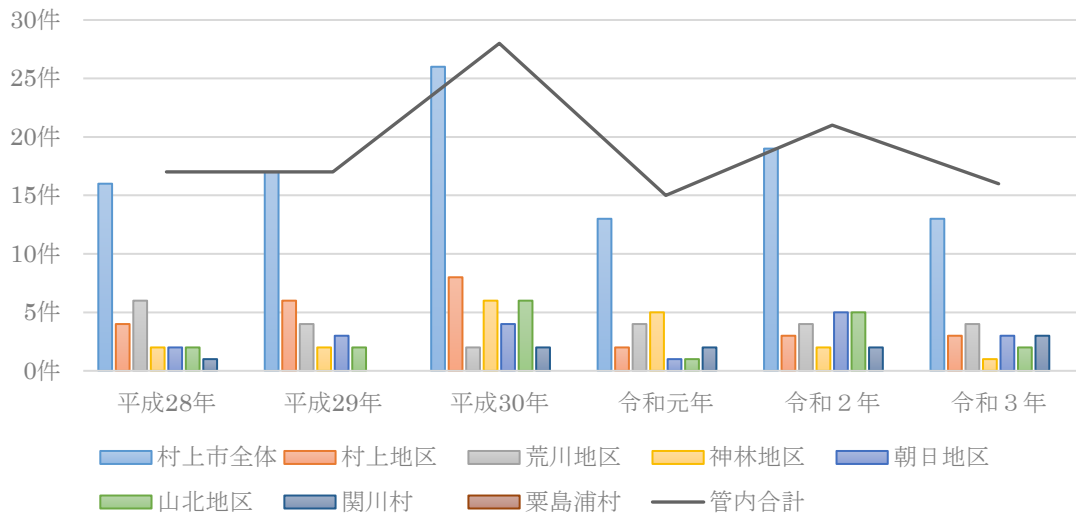
② 火災・救助に関しては、出動件数に大きな変化は見られないものの、平成 16 年 7 月の新潟・福島豪雨、10 月の新潟中越地震、平成 19 年 7 月新潟中越沖地震と県内での相互応援協定に基づく出動、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災への全国レベルでの緊急消防援助隊の派遣出動、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨への緊急消防援助隊出動といった応援派遣出動範囲の拡大があげられるほか、令和元年 6 月発生 of 山形県沖地震では当管内で

も震度6強を記録し、家屋に被害が生じ、近年の震災や風水害といった自然災害はどこで発生してもおかしくない状況である。

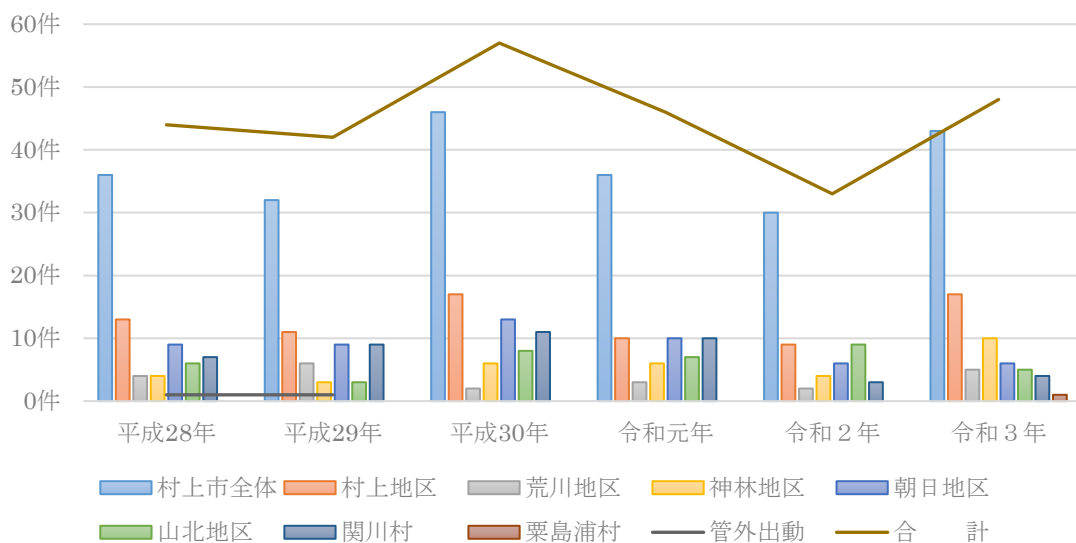
また、要支援を必要とする認知症高齢者等が入居するグループホーム、小規模多機能型施設、短期入居施設等が増加しており、全国各地での火災事例等に基づき要援護体制の整備と避難対応について対処が必要となる。

平成28年12月に147棟が焼損した糸魚川市大規模火災は、木造密集地で発生しており、都市構造の高度化に伴う災害実態の変化にも十分対応し得る高性能な車両を始めとした高度な資機材の整備や、高い専門性を有した部隊の配置、警防戦略等が求められていることから、当本部においても木造密集地調査を実施し、火災時における消防活動計画を策定した。

火災発生状況推移



救助出場件数推移



令和4年2月11日深夜に発生した三幸製菓株式会社荒川工場Fスタジオの工場火災では、8,881.82㎡を焼損し、従業員7名が死傷する大規模火災で、新潟市消防局（10台）、新発田地域広域事務組合消防本部（2台）の消防車両の応援を要請していることから、今後は工場等への警防計画の作成が必要となる。

（3）予防体制

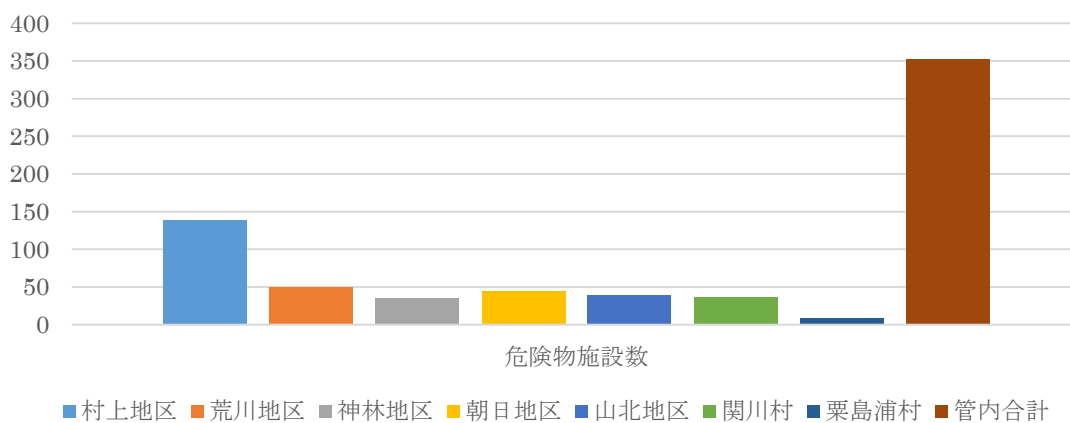
消防機関としては、ひとたび災害が発生した場合には、被害を最小限に抑えるため全力をもって対処することが消防に課せられた責務であることは言うまでもないことであるが、現実的には全ての災害に対し万全の体制をもって対処することは極めて困難であると言わざるを得ない状況である。

こうしたことから、予防対策として一般家庭においては住宅用火災警報器の設置義務化による設置維持及び設置の推進、防火対象物等への立入検査の実施率向上及び消防法令違反是正の実行性の向上や令和2年度から実施された違反対象物表示公表制度等、災害を未然に防ぐための取り組みが重要視されている。また、火災調査での出火原因や延焼拡大状況を考察し、今後の出火防止施策、警防施策に生かし予防体制を構築する必要がある。

令和3年防火対象物数



令和3年危険物施設数



5 関係基準及び消防本部の諸計画との整合

(1) 「市町村消防計画の基準」との整合性

「市町村消防計画の基準」(昭和41年消防庁告示第1号)に定められている必要な計画のうち、既に整備されている規程等の状況は次表のとおりで、新たに規程等の制定が必要となった場合又は改正が必要となった場合には、速やかに制定、改正等を行うこととする。

市町村消防計画の基準」と当本部の規程・要綱等の関係	
市町村消防計画の基準 (消防庁告示)	対応している主な当本部の規程等
1 組織計画 (1) 事務機構 (2) 災害時の消防隊の編成	<ul style="list-style-type: none"> ○村上市消防本部及び消防署の設置等に関する条例 ○村上市消防本部組織規則 ○村上市消防署組織規程 ○村上市救急ワークステーション設置要綱 ○村上市消防長及び消防署長の資格を定める条例 ○村上市消防職員の階級及び職名に関する規則 ○村上市消防職員任用規則 ○村上市消防職員の勤務時間等に関する規程 ○村上市消防吏員の訓練及び礼式に関する規則 ○村上市消防吏員服制規則 ○村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例 ○村上市消防団規則 ○村上市消防団の運営に関する規程 ○村上市消防業務規則 ○村上市消防警防規程 ○村上市消防救急規程 ○村上市消防救助規程 ○村上市消防警防活動要綱 ○村上市消防部隊出動要綱 ○村上市消防大規模地震災害活動要綱 ○村上市消防円滑な警防活動を行うための指導に関する要綱 ○村上市消防救助活動要綱

<p>2 消防力の整備指針等</p> <p>(1) 消防力等の現況</p> <p>(2) 消防力等の増強</p> <p>(3) 消防力等の更新</p> <p>(4) 施設・資機材の整備点検</p>	<p>○村上市消防年報</p> <p>○村上市消防通信規程</p> <p>○村上市消防通信規程取扱要綱</p> <p>○村上市消防機械器具管理規程</p> <p>○村上市消防水利規程</p> <p>○村上市消防機械器具等の管理に係る各種様式に関する要綱</p>
<p>3 調査計画</p> <p>(1) 消防地理調査</p> <p>(2) 消防水利調査</p> <p>(3) 災害危険区域等調査</p> <p>(4) 被害想定図の作成等</p>	<p>○村上市消防警防規程</p> <p>○村上市消防警防活動要綱</p> <p>○村上市消防部隊出動要綱</p> <p>○村上市消防救助活動要綱</p> <p>○村上市消防円滑な警防活動を行うための指導に関する要綱</p>
<p>4 教育訓練計画</p> <p>(1) 教育</p> <p>(2) 訓練</p> <p>①基礎訓練</p> <p>②火災防御訓練</p> <p>③水防防御訓練</p> <p>④救助救急訓練</p> <p>⑤総合防災訓練</p>	<p>○村上市救急ワークステーション設置要綱</p> <p>○村上市消防業務規則</p> <p>○村上市消防警防規程</p> <p>○村上市消防警防活動要領</p> <p>○村上市消防部隊出動要綱</p> <p>○村上市消防大規模地震災害活動要綱</p> <p>○村上市消防救急規程</p> <p>○村上市消防救急隊の感染防止要綱</p> <p>○村上市消防集団救急事故発生時活動要綱</p> <p>○村上市消防救助規程</p> <p>○村上市消防安全管理規程</p> <p>○村上市消防救助活動要綱</p> <p>○村上市消防訓練安全管理要綱</p> <p>○村上市消防通信規程</p> <p>○村上市消防通信規程取扱要綱</p> <p>○村上市消防機械器具管理規程</p> <p>○村上市消防本部消防用自動車安全運転管理要綱</p> <p>○村上市消防団の運営に関する規程</p>
<p>5 災害予防計画</p> <p>(1) 火災予防指導</p> <p>(2) 火災予防査察</p> <p>(3) 風水害等の予防指導</p>	<p>○村上市火災予防条例</p> <p>○村上市火災予防条例施行規則</p> <p>○村上市火災予防条例に関する規程</p> <p>○村上市消防法等施行に関する規則</p>

<p>(4) 広報活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○村上市火災予防違反処理規程 ○村上市消防本部火災予防査察規程 ○村上市消防本部防火対象物の消防用設備等の状況の公表に関する要綱 ○村上市消防本部火災予防査察事務処理要綱 ○村上市消防本部火災調査規程 ○村上市消防本部火災調査事務処理要綱 ○村上市消防本部建築確認申請書等処理要綱 ○村上市危険物規制規則 ○村上市消防本部危険物事務処理規程 ○村上市火薬類取締法施行細則 ○村上市煙火消費許可事務処理要綱 ○防火安全教育・指導のための連動型住宅用火災警報器の譲与手続要綱 ○村上市消防本部防火基準適合表示要綱
<p>6 警報発令伝達計画</p> <p>(1) 火災警報</p> <p>(2) その他警報の伝達及び周知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○村上市地域防災計画 ○村上市消防警防規程 ○村上市消防警防活動要綱 ○村上市消防大規模地震災害活動要綱 ○村上市消防団規則
<p>7 情報計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○村上市消防警防規程 ○村上市消防団規則
<p>8 火災警防計画</p> <p>(1) 消防職員・団員の招集</p> <p>(2) 出動</p> <p>(3) 警戒</p> <p>(4) 通信</p> <p>(5) 火災防御</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○村上市消防警防規程 ○村上市消防警防活動要綱 ○村上市消防部隊出動要綱 ○村上市消防救助規程 ○村上市消防救助活動要綱 ○村上市消防通信規程 ○村上市消防通信規程取扱要綱 ○村上市消防水利規程

9 風水害等警防計画	○村上市地域防災計画 ○村上市消防警防規程
10 避難計画	○村上市地域防災計画 ○村上市消防警防規程
11 救助救急計画 (1) 非常招集 (2) 出動 (3) 通信統制 (4) 医療機関等との協力体制	○村上市消防警防規程 ○村上市消防警防活動要綱 ○村上市消防部隊出動要綱 ○村上市消防救急規程 ○村上市消防集団救急事故発生時活動要綱 ○村上市消防救助規程 ○村上市消防救助活動要綱 ○村上市消防通信規程
12 応援協力計画 (1) 協定期間 (2) 応援の方法 (3) 資料の交換	○消防相互応援協定 新発田地域広域事務組合消防本部 鶴岡市消防本部 西置賜広域消防事務組合消防本部 ○新潟県消防防災ヘリコプター応援協定 ○新潟県広域消防相互応援協定 ○高速自動車国道日本海・東北自動車道中 条・荒川胎内間消防相互応援協定 ○消火活動に関する応援協定書 ○エボラ出血熱の移送に係る保健所に対す る消防機関の協力に関する協定 ○村上 DMAT 出動に伴う村上市消防本部の支 援に関する協定

(2) 「消防力の整備指針」との整合

本消防計画では、消防基盤の整備、充実を計画的に図るため、村上市及び受託村を含めた村上市消防本部管内における地域特性や消防需要を踏まえた、消防署々、人員、車両の配置の基準である「消防力の整備指針」を整備目標として、計画的かつ効率的な消防力の整備を推進する。

(3) 計画の修正

この計画は毎年検討を加え、村上市総合計画に合わせ、概ね5年毎に見直すものとする。ただし、必要があると認めるときは随時これを修正する。

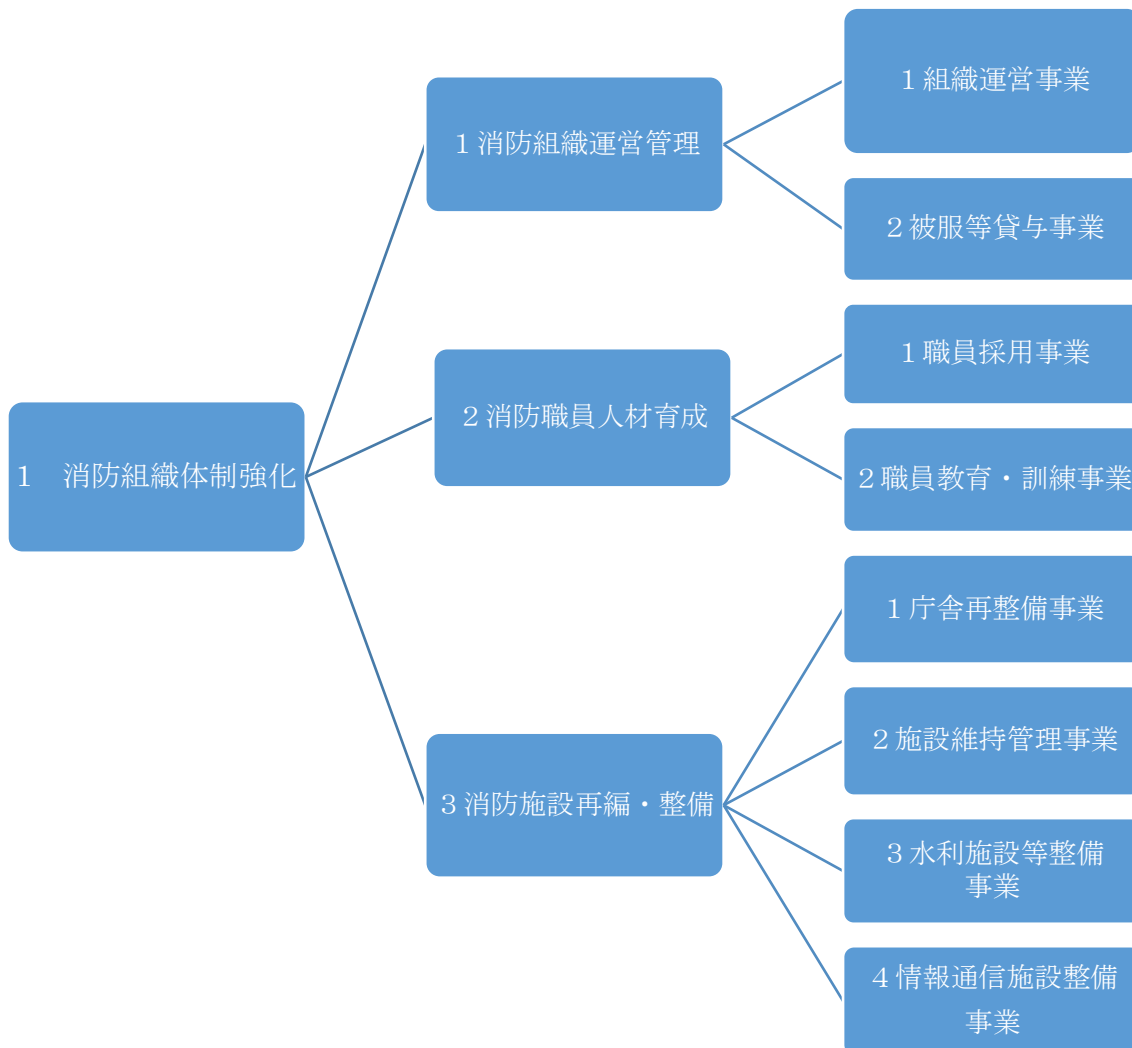
6 基本方針

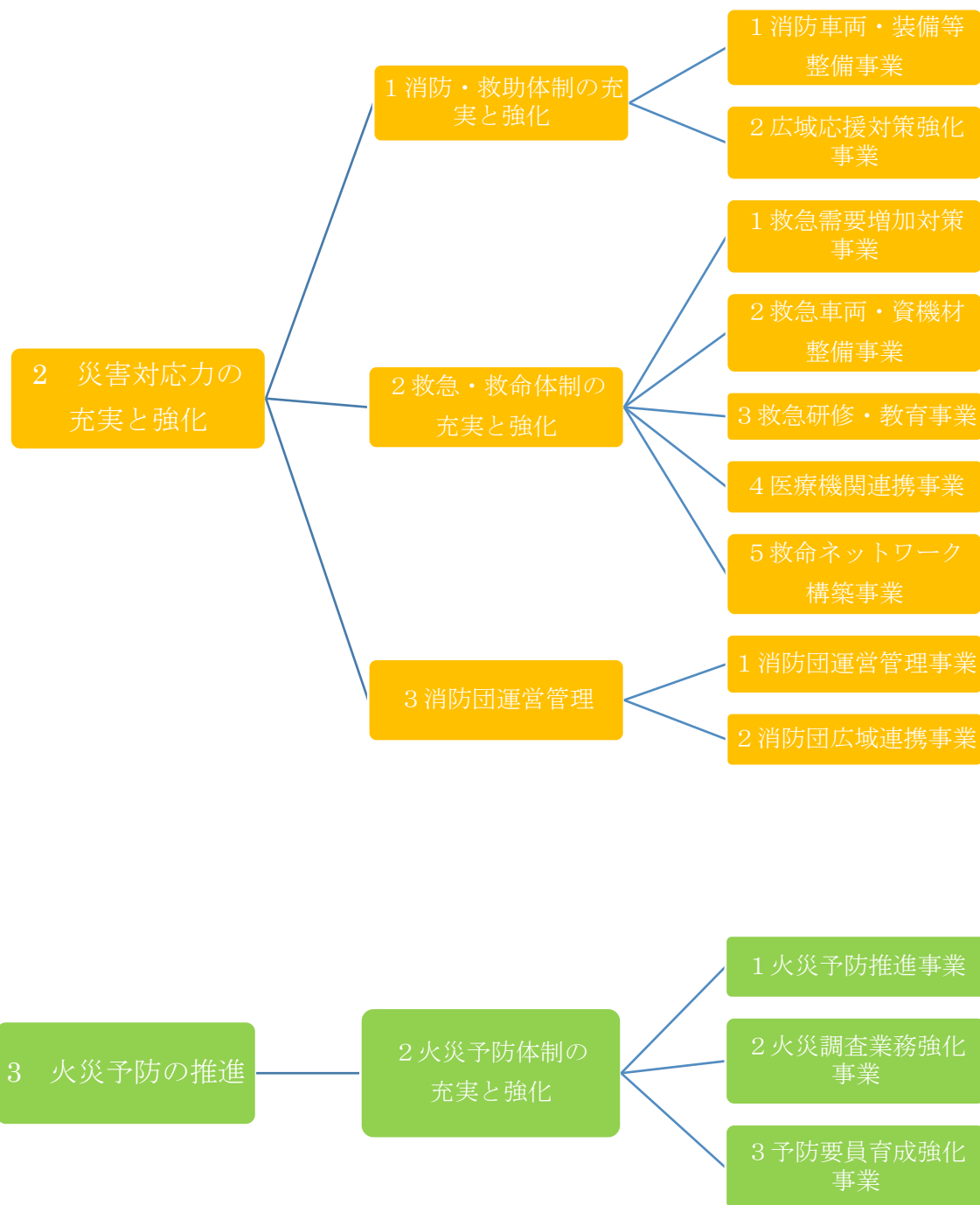
消防計画の内容については、第3次村上市総合計画に示された、「目指す姿」、「基本方針」を踏まえつつ、管轄する1市2村における消防の課題解決に向けた具体策や、目指すべき将来像等を明確にし、その実現に向けた取り組みの方向性を明らかにするとともに、一定の目標付けを行う。

7 施策体系

第3次村上市総合計画に掲げる、「豊かで、安全安心なまち」の実現に向け、次の施策体系に沿って、施策の効果的な推進を図る。

【消防施策《消防・救急体制の充実》体系図】





第 2 章 基本計画

1 消防組織体制の強化

平成 20 年の市町村合併以降、村上市及び消防事務委託を受けた関川村、栗島浦村の 1 市 2 村による村上市消防本部として消防施設、消防用資機材の整備を図ってきた。

しかし、時代の流れによる新たな生活様式とともに多様化する災害の対応が増加していることから、更に適切に対応できる消防組織体制の構築が重要となる。

近年の災害形態の複雑多様化・大規模化は、地方にあっても都市部同様の災害が発生し、全国各地で発災している大規模な自然災害が当管内でいつ発生してもおかしくない状況であり、実際に令和元年 6 月には震度 6 強を記録する地震が管内でも発生している。

このため、ハード面では科学技術の進歩による新消防戦術の導入等、時代の変化に柔軟に対応した施設や資機材等の整備、ソフト面では日々変化する環境に的確に対応する消防組織力の強化及び消防職員の能力向上を図る必要がある。

1 村上市消防本部及び消防署の設置等に関する条例

名 称	位 置	管轄区域
村上市消防本部	村上市塩町 12 番 6 号	
村上市消防署	村上市塩町 12 番 6 号	村上市・関川村・栗島浦村
荒川分署	村上市大津 1669 番地 1	
神林分署	村上市牧目 1224 番地 1	
朝日分署	村上市岩沢 4887 番地 4	
山北分署	村上市府屋 6 番地 35	
関川分署	岩船郡関川村大字下関 1956 番地	

2 村上市消防本部組織規則（第 2 条）

消 防 本 部		
総務課		庶務係
		消防広報係
予防課		予防係
		危険物係
警防課	指令室	
		警防係
		救急係

3 村上市消防署組織規程（第 2 条）

消 防 署
第 1 防災安全室
第 2 防災安全室
第 3 防災安全室
荒川分署
神林分署
朝日分署
山北分署
関川分署

1 - 1 消防組織運営管理事業

住民の安全・安心を確保するため住民の消防行政への理解と認識を図るとともに、消防職員一人ひとりの意識を向上させることで消防組織の活性化と消防業務の円滑な遂行を図る。

1 - 1 - 1 消防組織運営事業

担当課	消防本部総務課	関連事業	全ての事業
-----	---------	------	-------

1 現状と課題

急激な人口減少や住民ニーズの多様化、日本海沿岸東北自動車道や鷹ノ巣高規格道路等の延伸による社会基盤整備の進展等、消防を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、消防組織体制の効率的かつ効果的な充実・高度化を図り、地域の消防力を強化することが必要不可欠となっている。

2 施策の方向性（目的）

消防事務を円滑に運営するため、管轄市村の地理的条件、将来人口や市街規模を考慮し、適正な組織体制の構築を図るほか、限られた経営資源をさらに有効活用するため、村上市公共施設マネジメントプログラムの取組から今後の署々の利活用や運用方法や部隊の効率的な運用による災害対応力の強化など、消防力・消防組織体制の再編に向けた取り組みを推進する。

3 主な事業内容

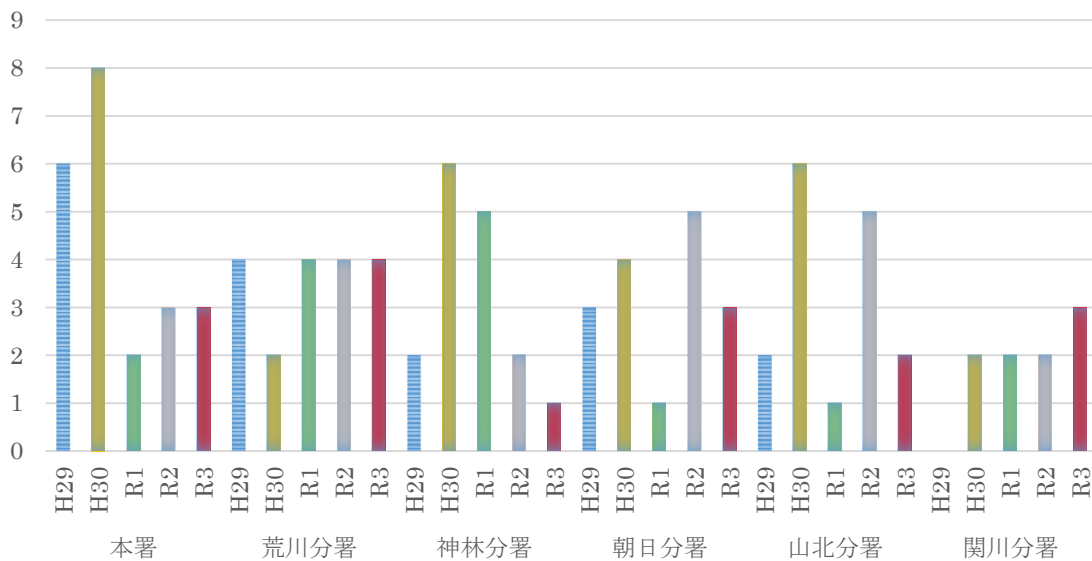
実施事業	事業概要
消防組織運営事業	<ul style="list-style-type: none">・より良い消防行政サービスの提供ができるよう、バランスのとれた組織を構築する。・管内の人口規模に応じた適正な消防力を確保する。・消防対応力の低下を避けるため、適時に組織体制の見直しを図る。（※部隊・人員配置・勤務体制・組織再編等）
広域消防推進事業	<ul style="list-style-type: none">・指令業務の共同運用等消防の広域化を実現することにより、スケールメリットを活かした消防行財政運営の効率化と基盤強化ができるよう検討を行う。

4 施策推進上の課題

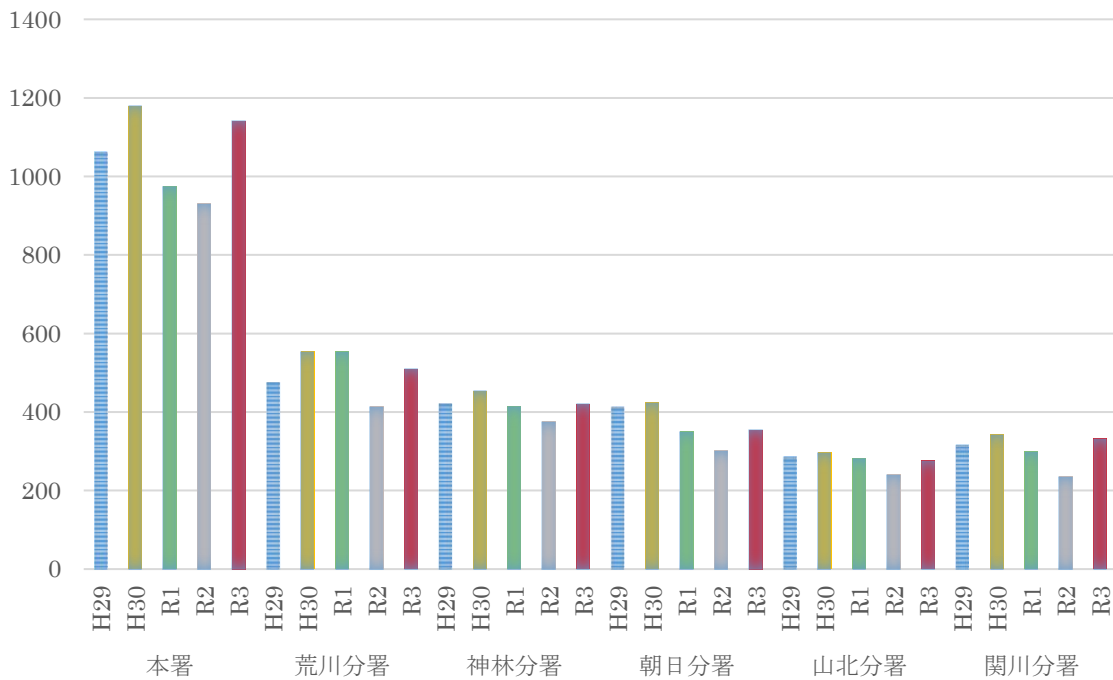
村上市消防本部では、火災等の災害時は指揮隊1隊、消防隊3隊、救急隊1隊が災害対応のため出動する。火災の規模(高層火災や木造家屋密集地域での火災等)や火災種別により、出動隊は第2出動、特命出動として編成される。

救急出場においては、令和3年現在、村上市救急ワークステーション、消防署、各分署に1台ずつ計7台の高規格救急車を配備し対応している。

署別火災出動件数



署別救急出場件数



今後、村上市公共施設マネジメントプログラムによる老朽化した神林分署の方向性について、令和2年12月から運用を開始した村上市救急ワークステーションにおける救急活動状況を令和4年度中に精査し、救急ネットワークの最適化と出動範囲の見直しと合わせ、神林分署と荒川分署の統合を図り、現在神林分署が管轄する地区の消防力を維持しつつ、本署、村上市救急ワークステーション及び荒川分署から出動とする体制の見直しを検討する。

また、築後30年以上経過し老朽化が進んでいる朝日分署及び関川分署は、第3次村上市総合計画における市街地圏域を3つの拠点地域とした中で、これら3つの拠点地域と日本海沿岸東北自動車道の市内全線開通及び新潟山形南部連絡道路の交通ネットワークの整備を見据え、庁舎の再配置又は業務環境の改善を含めた改修を検討する必要がある。

1-1-2 消防被服等貸与事業

担当課	消防本部総務課	関連事業	1-2-1 消防職員採用事業 2-2-3 救急研修・教育事業
-----	---------	------	-----------------------------------

1 現状と課題

消防被服（制服、活動服等）及び防火服等の個人装備（以下、「消防被服等」という。）については、過酷な災害現場で活動する消防職員がより安全に活動を行い、活動時に消防職員の身を守る装備のひとつであるとともに、消防職員としての誇りと規律の象徴でもある。

総務省消防庁から示される最新のガイドラインに沿った機能を備えた仕様とするべく、今後も計画的に整備する必要がある。

2 施策の方向性（目的）

防火服、冬制服を除く消防被服等は点数制を継続し、各所属での担当業務に即し、職員のニーズに合った被服貸与制度とする。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
消防被服等貸与事業	・職員の安全と機能的活動を確保しつつ消防、救急及び救助等の秩序ある組織活動を推進するため、年度ごとの点数制の運用により、計画的に消防被服等を更新し効率的に整備する。

4 施策推進上の課題

災害現場活動時に着用する被服であるため、法令やガイドラインを遵守するとともに、安全性を考慮し、使用頻度、損傷程度に応じて更新していく必要がある。

また、効率的な消防被服等の貸与方法について検討が必要である。

1-2 消防職員人材育成事業

消防職員としての高い倫理観を持ち、消防の基本的任務を十分に果たせる職員を採用し、人事評価等により職員を育成するほか、再任用制度等を活用するなど、職場体制の充実強化を図る。

1-2-1 消防職員採用事業

担当課	消防本部総務課	関連事業	1-1-2 消防職員被服貸与事業 2-2-3 救急研修・教育事業
-----	---------	------	-------------------------------------

1 現状と課題

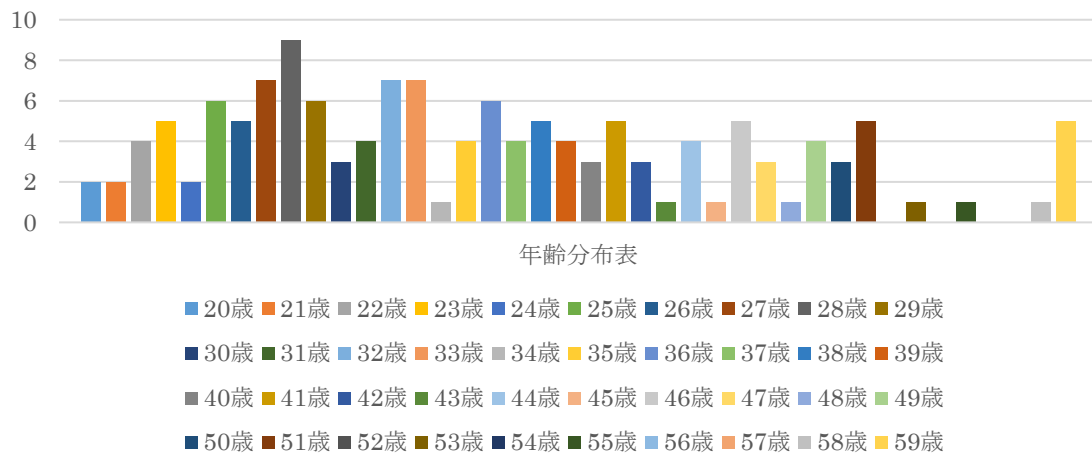
令和3年4月現在、採用から8年以下（消防士）の若手職員が約3割を占めている。災害の複雑化、多様化、広域化に伴い若手職員の教育指導が重要となっている。

将来的な職員の年齢構成を考慮したうえで、活力ある消防組織の構築を推進し、効率的な組織運営を実現するために、村上市職員定数条例第2条消防部局の職員145人になるよう計画的に職員を採用することが不可欠となっている。

また、令和5年度から地方公務員の定年の段階的引き上げにより、職員の新規採用と定年延長の適正運用についても考慮していく必要がある。

「消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進について」が総務省消防庁から示されており、令和8年当初までに消防吏員に占める女性消防吏員の比率を5パーセントに引き上げることを共通目標としている。（R3年度現在6人→R8年度8人へ）

消防職員（141人）R3.4.1現在



2 施策の方向性（目的）

将来的な職員の年齢構成を考慮した上で、活力ある消防組織の構築を推進し、効果的な組織運営を実現するために計画的に人材を採用する。令和3年度の職員数（実員）は消防吏員138名と行政職員3名の計141名のほか、再任用時短職員3名、会計年度任用職員1名と栗島浦村役場職員1名を併任職員としている。

令和5年度から法改正により公務員の定年を段階的に引き上げられることとなるが、一般職とは異なる業務の特殊性から、職員の処遇については今後の国からの指針等に基づき検討する必要がある。

また、令和2年12月から村上市救急ワークステーションの運用が始まり、指導的立場の救急救命士の養成と救急救命士資格の計画的な養成及び資格取得者の採用を推進していく。

女性吏員の採用、再任用制度等の推進についても検討が必要である。

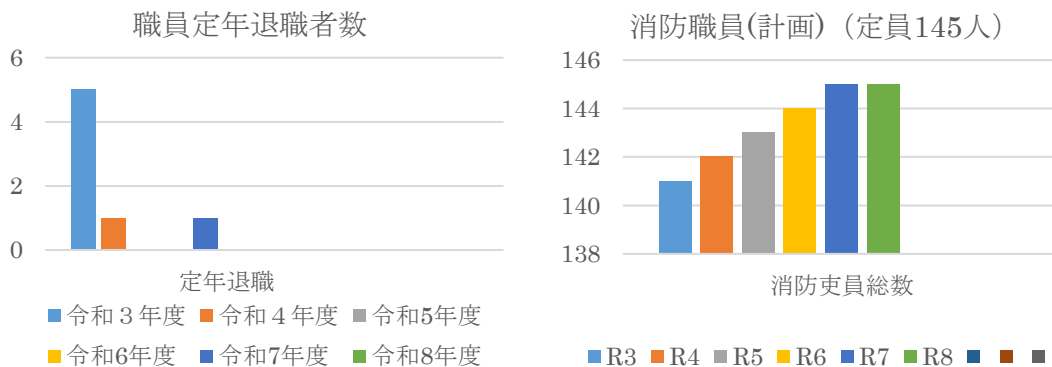
3 主な事業内容

実施事業	事業概要
消防職員採用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の長期研修や派遣、定年退職を勘案し、消防活動機能の低下を起ささないよう計画的に新規職員を採用する。 ・ 村上市救急ワークステーションの運用開始に伴い指導的立場の救急救命士の養成と救急救命士の継続的な新規養成及び採用を進める。
再任用（雇用）促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の再任用制度を活用し、職場体制の充実強化を図る。

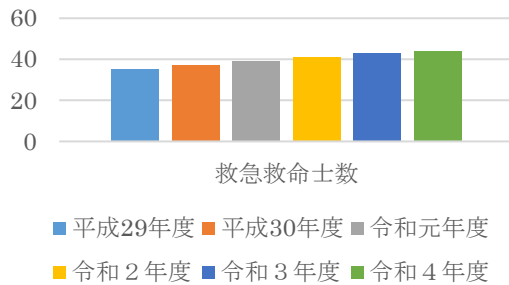
4 施策推進上の課題

喫緊の課題として、村上市職員定数条例第2条消防部局の職員145人となるように、計画的な職員の採用を進める必要がある。

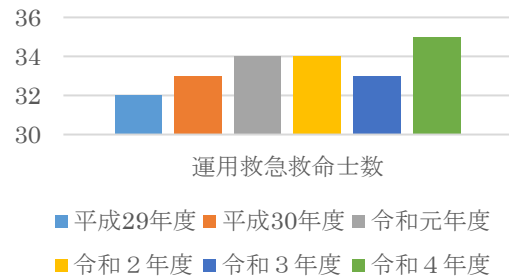
また、救急救命士有資格者が管理職となり非運用救急救命士となることから、運用救急救命士（目標値40人）の新規養成及び有資格者の採用を進める必要がある。



救急救命士数の推移



運用救急救命士数の推移



1-2-2 消防職員教育・訓練事業

担当課	消防本部総務課 予防課 警防課 消防署防災安全室	関連事業	1-2-1 消防職員採用事業 2-2-3 救急研修・教育事業 3-1-2 火災調査業務強化事業 3-1-3 予防要員育成強化事業
-----	-----------------------------------	------	---

1 現状と課題

村上市消防本部管内には、市街地以外に日本海、飯豊朝日山系、荒川、三面川と消防活動現場は多様で、災害の複雑化、多様化、広域化に伴い先進的、効率的かつ継続的な更なる人材育成が急務であり、職員に対しては、職場の業務や訓練だけでは習得できない消防に関するあらゆる高度な知識や技術を習得する機会の提供が必要となっている。

また、昨今の消防車両の大型化により自動車運転免許では、大型免許又は中型免許の取得が必要となっており、免許取得は職員の自己負担となっている現状がある。

【主な資格取得状況】（令和3年4月現在）

資格	取得者数	資格	取得者数	
救急救命士	43人	運転免許	大型	97人
指導救命士	3人		中型限定解除	29人
危険物取扱者	70人		大型特殊	19人
消防設備士	26人		けん引	4人
消防設備点検資格者	2人	小型船舶	一級	6人
予防技術資格認定者	12人		二級（旧4級含む）	13人
特定化学物質作業主任者	11人	車両系建設機械作業免許	7人	
ガス溶接技能者	6人	潜水士	48人	

小型移動式クレーン	34人	JUDFダイバー	12人
酸素欠乏危険作業主任者	5人	玉掛け技能講習修了	47人

2 施策の方向性（目的）

消防職員としての責務を正しく認識させるとともに、的確な消防業務（消防・救急・救助・予防等）を遂行するための知識、技術、規律、体力、気力、精神力等を養い、住民が安全で安心して暮らせるまちづくりに寄与する。

資格取得研修等や教育・訓練にあつては、自己研さんに負うところが大きであるが、勤務年数、担当業務、希望等を加味し、年度初めに研修派遣職員を決定し通知する。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
消防職員育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高度な専門知識や技術に加えて実践力を有する職員を育成するため、積極的に様々な研修会・講習会へ派遣を行う。 ・ 県消防長会で決議された各消防本部での職員研修事業へ積極的な派遣を行う。 ・ 次世代の消防幹部育成制度の構築・運用を検討する。 ・ 職員間の情報共有のため、研修や訓練等に派遣された職員による講習会を実施するとともに、各署々単位でも積極的に技術・知識の継承が行える体制を整備する。 ・ 再任用職員が、自身の豊富な知識を職場に伝承することで、組織に貢献できるよう研修体制の整備を図る。 ・ 県消防学校での各種専科教育に関しては、毎年度複数人の入校を計画する。 ・ 消防大学校での各種専科教育に関しては、毎年度2人の入校を計画する。 ・ 救急救命士養成研修に関しては、毎年度1人の研修派遣を計画する。 ・ 指導救命士養成研修への研修派遣を計画する。 ・ 救急救命士の村上市救急ワークステーション研修の計画を継続する。

実 施 事 業	事 業 概 要
資格等取得推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防職員が、消防業務を遂行するうえで必要な資格や免許等を取得させることで円滑な消防業務の推進を図る。 ・ 予防技術検定試験、潜水士免許取得の公費支出を継続する。 ・ 職員自ら自主的な資格取得を推奨するうえでの、組織体制を構築する。

4 施策推進上の課題

職員の多くが積極的に研修を希望しているが、交代制勤務での最低人員確保等により研修によっては、希望に沿えない場合があるほか、研修期間中の人員や時間外手当等の人件費の確保といった課題がある。

1-3 消防施設再編・整備事業

消防署々の再配置等により消防力を適正に配置することで、消防需要に対応した効率的効果的な消防体制の構築を図る。

また、施設を適正に維持管理することで事故を防止し、公務が円滑に遂行できる職場環境を確保する。

1-3-1 消防庁舎再整備事業

担当課	消防本部総務課	関連事業	1-1-1 消防組織運営事業 1-3-2 消防施設維持管理事業 1-3-4 情報通信施設整備事業
-----	---------	------	--

1 現状と課題

(1) 消防庁舎

老朽化が進んでいる消防庁舎（神林分署庁舎等）があり、大規模災害時において防災拠点としての機能が果たせない可能性が高い。移転建替え等早急に対応する必要があるが、第2次村上市総合計画では、合併前同時期に建設した公共施設の建替えが余儀なくされ、さらに日本海沿岸東北自動車道の延伸、少子高齢化に伴う保育園、小中学校の統廃合といった大型投資が続いた。

今後は、村上市公共施設マネジメントプログラムの推進計画に沿って進めていく必要がある。このため、老朽化が進んでいる消防庁舎では、統廃合や新築移転を考慮しながらも各施設の長寿命化を図り、補修及び修繕を継続して行く必要がある。

【消防署々一覧】

署々名	竣工	築年数	構造	延べ面積	敷地面積	備考
消防本部 消防署	H9	24年	RC造	2441.30 m ²	5725.97 m ²	
荒川分署	H21	12年	S造	489.10 m ²	3873.50 m ²	
神林分署	S55	41年	S造	196.56 m ²	930.88 m ²	
朝日分署	H3	30年	S造	243.54 m ²	1003.63 m ²	
山北分署	H14	19年	S造	283.50 m ²	2187.87 m ²	
関川分署	S61	35年	S造	199.53 m ²	1000.00 m ²	

(2) 消防署々の配置

市町村合併以前から現状の署々配置として、消防業務を行ってきたが、令和2年12月から村上市救急ワークステーションが運用開始されたことに伴い、救急隊の出場範囲等の見直しが必要となることと、分署庁舎の老朽化に伴う改築の必要性を村上市公共施設マネジメントプログラムの推進計画による統廃合が検討された場合は、出動範囲等の見直しとともに新たな分署配置の考察が必要となる。



2 施策の方向性（目的）

（1）消防庁舎の再整備と執務環境の改善

防災拠点としての機能を継続的に維持していくため、喫緊の課題である老朽化した庁舎の長寿命化を図るための補修・改修を行うほか、劣悪な執務環境の改善を図る。

（2）消防署々の統廃合等による再整備の推進

今後、少子高齢化による人口減少下で効果的かつ効率的な行政サービスの提供が図られるよう地域の実情を勘案した施設整備及び各署々の適正な部隊（人員）配置を推進する。

※消防署々については、消防力の整備指針（消防庁告示）に基づき、都市形態の変化や市街地の形成状況、都市計画道路の整備状況、高速道路の延伸等の分析を踏まえた中で、消防力の総合的な向上をめざし、既存施設の再編などによる配置の見直しや再整備対象分署を明確にして確実な整備を推進するものとする。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
消防庁舎等再整備事業	<ul style="list-style-type: none">・庁舎の経年老朽化が著しい神林分署は、村上市公共施設マネジメントプログラム推進計画により、施設の統廃合等を検討中で、その後、関川分署、朝日分署の再整備を進める。・署々の再整備にあつては、庁舎の移転等により効果的な署々配置を図る。・国で推進する隣接消防本部との広域消防再編に関する整備についても検討研究を要する。

4 施策推進上の課題

消防庁舎等の整備には多額の経費が必要となることから、有効な財源の確保に努める必要がある。また、事業用地を新たに確保しなければならない場合、事業の遅延を招かぬよう早期に候補地の選定に着手しなければならないほか、円滑に用地事務を進める必要がある。

分署名	築年	対応
消防署神林分署	昭和 55 年	村上市公共施設マネジメントプログラムによる
消防署関川分署	昭和 61 年	関川村との協議が必要
消防署朝日分署	平成 3 年	高速道延伸による移転新築計画

1-3-2 消防施設維持管理事業

担当課	消防本部総務課	関連事業	1-3-1 消防庁舎再整備事業 1-3-4 情報通信施設整備事業
-----	---------	------	-------------------------------------

1 現状と課題

消防庁舎や施設等については、全体的に老朽化しており、計画的な改修工事が必要となっている。

神林分署は、令和3年現在42年を経過しており、施設全体の老朽化が極めて顕著となっている。また、新型コロナウイルス感染症の対策面からも、施設に勤務する職員数を考慮すると手狭であり、感染拡大の危険性が懸念されている。

関川分署も築後35年を経過、朝日分署も築後30年を経過しており、いずれも事務室、トイレ、台所、浴室等すべて老朽化が進んでいることから、計画的な補修や修繕が必要であり、新たな管轄視点でのマネジメントを考察する。

2 施策の方向性（目的）

村上市公共施設マネジメントプログラムと整合を図りつつ、消防庁舎（消防本部・署、分署等）及び設備等を適正に維持・管理するとともに、計画的に改修工事等を実施し、防災拠点としての機能強化及び消防活動の効率化を図る。

本部・署、荒川分署以外の分署では女性消防職員の執務環境の更なる整備改善を図る必要がある。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
消防施設維持管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・常時万全な体制で消防活動が行えるよう、消防庁舎及び消防車両等の維持・管理を行う。
消防庁舎等改修事業	<ul style="list-style-type: none"> ・劣悪な執務環境を改善するため、消防庁舎の改修工事等を実施し、防災拠点としての機能強化及び消防活動の効率化を図る。 ・消防署々の再整備または庁舎改修に合わせ女性消防職員の職域と配属先の拡充を図る。

4 施策上の課題

改修、修繕に係る財政の確保については、計画的に確保し、改修工事施工時には、出動の遅延等、消防活動に支障を及ぼすことのないよう留意する必要がある。

1-3-3 消防水利施設等整備事業

担当課	消防本部総務課 消防署防災安全室 消防署各分署	関連事業	
-----	-------------------------------	------	--

1 現状と課題

地震発生時や強風時において同時多発的に火災が発生拡大した場合、消火栓や防火水槽等の消防水利が使用できなくなることが懸念される。

予防策としては災害時に使用できる消防水利を十分確保しておくことが重要であり、耐震性を有する防火水槽を整備することは初期消火体制を構築するうえで必要不可欠となっている。

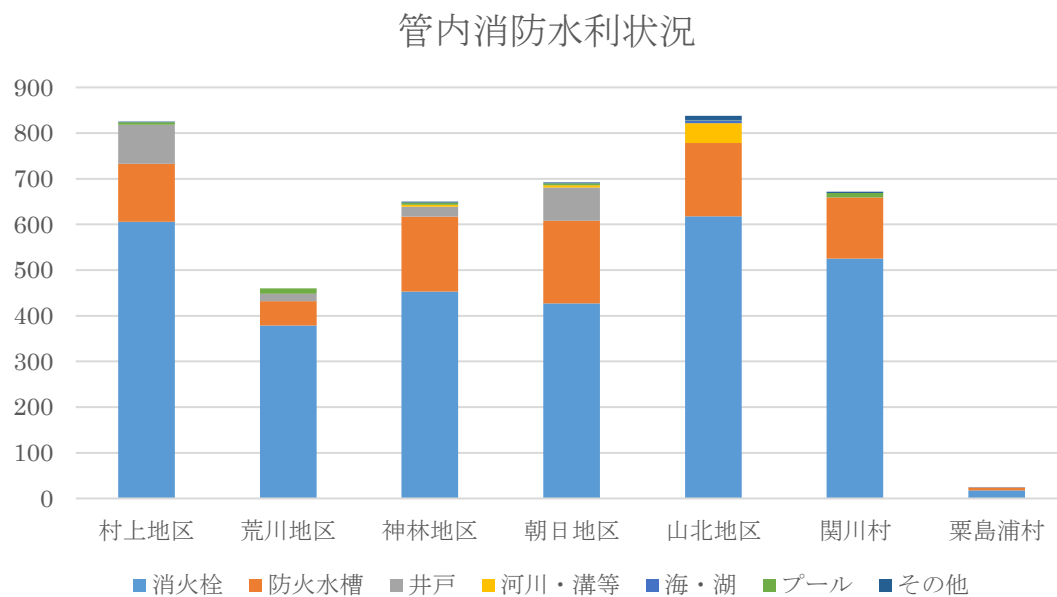
また、消火栓、防火水槽等の経年劣化による腐食、破損が生じてきており、有事の際に有効に使用できるよう点検修繕が必要である。

2 施策の方向性（目的）

住民の生命、身体及び財産を守るため、消火活動上、必要な消火栓、耐震性貯水槽を計画的に整備し、火災による被害軽減を図るとともに、有事の際に有効に使用できるよう管轄区域全体の水利整備状況等を把握する。

【管内水利年報調】 令和3.4月現在

※水利基準・水利基準外問わず計上している。



令和3年度 管内水利年報調査資料

管内水利状況		消火栓	防火水槽	井戸	河川溝等	海・湖	プール	他
村上市	村上地区	606	127	85			6	1
	荒川地区	379	53	16			12	
	神林地区	453	164	22	4		5	2
	朝日地区	427	181	73	5		4	2
	山北地区	618	160		44	6	1	9
関川村		525	134				10	3
粟島浦村		18	6			1		
合 計		3026	825	197	53	7	38	17

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
消防水利施設等整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性防火水槽及び消火栓等の水利を計画的に整備する。各方面隊・地区からの要望を考慮する。 ・消火活動時に支障がないように現状の水利の維持管理をする。 ・住宅密集地等における大規模火災発生を想定した、水利確保計画を推進する。 ・消防団との水利情報の共有化を図る。

4 施策上の課題

消防水利事務については村上市消防水利規程に基づき実施し、特に消火栓及び防火水槽の整備における用地関係や水道管接続、給水関係で村上市上下水道課、建設課及び関係所管課と十分な調整が必要となる。

消防法第20条

①消防に必要な水利基準は、消防庁がこれを勧告する。

消防庁告示 消防水利の基準（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）

②消防に必要な水利施設は、当該市町村がこれを設置し、維持し及び管理するものとする。但し、水道については、当該水道の管理者が、これを設置し、維持し及び管理するものとする。

※消火栓については、消防本部での所管と市町村合併時協議され現在に至っている。

1-3-4 情報通信施設整備事業

担当課	消防本部総務課 消防本部警防課 指令室	関連事業	1-3-1 消防庁舎再整備事業 1-3-2 消防施設維持管理事業 2-2-3 救急研修・教育事業
-----	---------------------------	------	--

1 現状と課題

(1) 消防救急デジタル無線システムや、消防緊急通信指令システムは経年とともに劣化し安定運用が困難になることが予想されることから計画的な更新を必要とする一方、整備や保守、運用には多額の費用を要するため、装置の長寿命化や構成の見直しによるコストダウンを図るなどの対策も必要である。

【消防救急デジタル無線システム基地局等】

松山基地局	関口基地局	蒲萄反射板	中継基地局	鷹ノ巣基地局	栗島基地局
-------	-------	-------	-------	--------	-------

(2) 指令や情報通信に関する高度で専門的な知識や技術を有する職員の養成には長期間におよぶ実務経験や教育、資格の取得を必要とすることから、今後の消防通信指令体制を見据えた職員の養成を行わなければならない。

2 施策の方向性（目的）

多種多様な災害通報（119番通報）等を受信、災害地点特定、直近消防隊への出動指令に至る業務を的確に行い、消防隊の迅速かつ確実な現場到着を実現するための消防指令センターを維持管理運用し、常時あらゆる災害から住民の生命、身体を守り、財産の被害の軽減を図る。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
情報通信施設整備事業	・住民等からの緊急通報に対し、迅速・的確な出動指令を出せるように通信指令施設および無線施設の更新整備を行い、救命率の向上及び各種災害による被害の軽減を図る。

4 施策推進上の課題

情報通信機器の運用、保守、更新において多額の費用がかかるほか、通信運搬費を含む維持・管理経費（ランニングコスト）が高額となる。通信指令共同運用については、新発田地域広域事務組合消防本部及び阿賀野市消防本部と協議を行ってきた経緯があるが、全県的な検討が必要である。

2 災害対応力の充実と強化

今日まで消防体制については、消防署々や消防車両といった消防力の基盤整備を中心に事業推進を図ってきたが、専任職員が十分に配置できず、複数の消防車両への乗り換え運用等、厳しい部隊編成での運用が続いている。

しかし、災害の複雑化、多様化、救急需要の大幅な増加等に伴う災害対応力の充実と強化は必要不可欠であり、消防活動での二次災害防止のための安全管理体制及び救助体制の充実を図ることは喫緊の課題である。

消防体制の充実・強化については、限られた人員を効率的に配置し、車両や資機材を効果的に運用する必要があることから、社会情勢を的確に判断し、消防需要に見合った消防力を整備していかなければならない。

【主な署々配備車両】

署別	車名	登録	更新基準	更新予定	備考
本署	指揮車	H28	15年	R14	トヨタ
	災害支援車	H28	20年	R20	三菱
	タンク車 1-B 型	H23	20年	R13	日野 モリタ
	ポンプ車 CD-1 型	H17	20年	R7	いすゞ長野ポンプ
	化学車	H26	20年	R17	日野 日機
	はしご車 (30M)	H14	25年	R9	日野 モリタ
	救助工作車	H17	20年	R10	日野 帝国繊維
	第1救急車	H30	10年かつ15万km	R11	トヨタ
第2救急車	H27	10年かつ15万km	R8	トヨタ	
荒川	タンク車 1-B 型	H22	20年	R12	日野 日機
	救急車	H26	10年かつ15万km	R7	日産
神林	ポンプ車 CD-1 型	H29	20年	R21	日野 モリタ
	救急車	R3	10年かつ15万km	R13	トヨタ
朝日	ポンプ車 CD-1 型	H26	20年	R16	日野 モリタ
	救急車	H22	10年かつ15万km	R4	トヨタ
山北	ポンプ車 CD-1 型	H28	20年	R20	日野 モリタ
	救急車	R3	10年かつ15万km	R13	トヨタ
関川	ポンプ車 CD-1 型	R2	20年	R23	日野 モリタ
	救急車	H23	10年かつ15万km	R6	トヨタ

消防庁舎の配置は、合併前の旧市町村域に設置され、築年数 30 年を経過している庁舎もあり老朽化が進んでいる。また、広大な面積を管轄している山北分署及び朝日分署は災害発生時現場到着までに時間を要する地域があり、消防庁舎の再配置についても検討していく必要がある。今後、高速道路網や生活環境の整備に伴い、消防庁舎の適正な配置の検討と計画的な老朽施設の更新・修繕を行っていかねばならない。

これまでの消防力の基盤整備として、消防装備や消防車両を中心とした災害対応力の強化を中心に推進してきたが、今後は消防体制の強化について充実させていかねばならない。



村上市公共施設マネジメントプログラムによる神林分署庁舎の方向性として、神林分署を荒川分署と統合し、村上市救急ワークステーションからの出動範囲を神林分署管轄である神納地区・神納東地区及び岩船地区に拡大し、神林分署と統合させる荒川分署には神林分署の消防部隊及び人員を集約し、出動範囲を平林地区及び砂山地区を出動範囲に加えることで住民サービスの質を低下させることなく、災害対応力を強化することが可能となる。

また、朝日分署及び関川分署の再整備については、日本海沿岸東北自動車道及び新潟山形南部連絡道路の延伸に合わせ、現在の旧市町村域の中心位置から消防部隊が村上市・関川村全域に効率的な災害出動が図れるよう高速道路にアクセスが容易な場所等適正な位置への移転新築及び職員の効率的な配置を目指し、防災機能の強化と消防活動の効率化を図ることで、災害現場への早期対応、山間部の集落への到着時間の短縮や管轄地域外への災害対応が期待される。

2-1 消防・救助体制の充実と強化事業

消防・救助体制の充実と強化を図るため、消火・救助業務に係る体制整備や職員の能力向上等、消防防災・危機管理体制の強化を図るほか、消防車両等の更新整備を行い、多種多様な災害に対応可能な体制を構築する。

2-1-1 消防車両・装備等整備事業

担当課	消防本部総務課 消防本部警防課	関連事業	2-2-2 救急車両・資機材整備事業
-----	--------------------	------	--------------------

1 現状と課題

災害が大規模化、高度化、特殊化し、また住民ニーズの多様化など、近年、消防を取り巻く災害の形態は急速に変化しており、この変化に的確に対応するため、消防力の充実強化を図っていく必要がある。

課題として、災害対応力の高い車両への更新、先進的な消防装備・各種資機材の整備が必要であるため、計画的に整備を推進していく必要がある。

2 施策の方向性（目的）

複雑多様化する災害への対応や車両の老朽化に伴う消防力の低下を防ぐため、車両及び資機材等の更新・整備を行う。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
消防車両整備事業	・車両更新計画に基づき、更新・整備を行う。 （車両更新計画の見直しを検討する。） ・計画的な更新により、車両装備の適正化を図る。
消防・救助等資機材整備事業	・各資機材の規格統一及び職員の活動時の安全性や運動性等を考慮し、時代のニーズに見合った資機材を選定し導入を図る。

4 施策推進上の課題

車両選定や資機材選定は性能及び機能性や操作性を熟知し、より実用的な選定を図る必要がある。

2-1-2 広域応援体制強化事業

担当課	消防本部警防課 消防署防災安全室	関連事業	
-----	---------------------	------	--

1 現状と課題

現在、緊急消防援助隊には、消火小隊、救急小隊、後方支援小隊、通信支援小隊の各部隊を登録し、広域応援体制の強化に努めているところであるが、長期間にわたり部隊を被災地派遣するための人員や資機材が不足している状況であり、計画的な整備が必要である。また、近年の大規模化・特殊化する災害に対応するため、近隣はもとより、県内の各消防本部等との連携体制の強化が必要であり、定期的・効果的な合同訓練を実施することにより、緊急消防援助隊を始めとして、広域応援体制の強化を図る必要がある。

【緊急消防援助隊登録状況】

隊の種類	登録車両等	登録隊・人員
消火小隊	朝日ポンプ車、山北ポンプ車、神林ポンプ車、関川ポンプ車	4 隊 × 16 人
救急小隊	本署第 1 救急、神林救急、山北救急	3 隊 × 9 人
後方支援小隊	本署支援車	1 隊 × 3 人
通信支援小隊	可搬型衛星通信装置 V-SAT・指揮車	1 隊 × 3 人

2 施策の方向性（目的）

広域的大規模災害に対応するため、緊急消防援助隊等の装備品の充実や広域応援訓練等を実施することにより、応援、受援体制の充実強化を図る。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
広域応援体制強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的大規模災害に対応するため、緊急消防援助隊等の装備品の充実を図る。 ・広域応援訓練等を実施することにより、応援、受援体制の充実強化を図る。 ・県代表本部である新潟市消防局や副代表本部である新発田地域広域事務組合消防本部との連携を密にする。

4 施策推進上の課題

応援体制のみにこだわらず、当本部管内での大規模災害時に備えた受援体制の充実強化及び各協定の見直しを実施し、常に担当者との連絡体制や情報の共有を図る必要がある。

2-2 救急・救命体制の充実と強化事業

高度な救命処置を行う救急救命士の計画的な養成と救急救命士や救急隊員を教育指導する指導救命士の育成、村上市救急ワークステーションの設置により医師等から直接救急隊員への技術指導や研修等、更には高規格救急車や高度救命資機材の整備を進め、救急業務の高度化の推進に努める。また、住民に対する各種講習会を開催し、応急手当の普及啓発を図るほか、救急車の適正利用について啓発活動を実施する。

2-2-1 救急需要増加対策事業

担当課	消防本部警防課 消防署防災安全室	関連事業	2-2-5 救急ネットワーク構築事業
-----	---------------------	------	--------------------

1 現状と課題

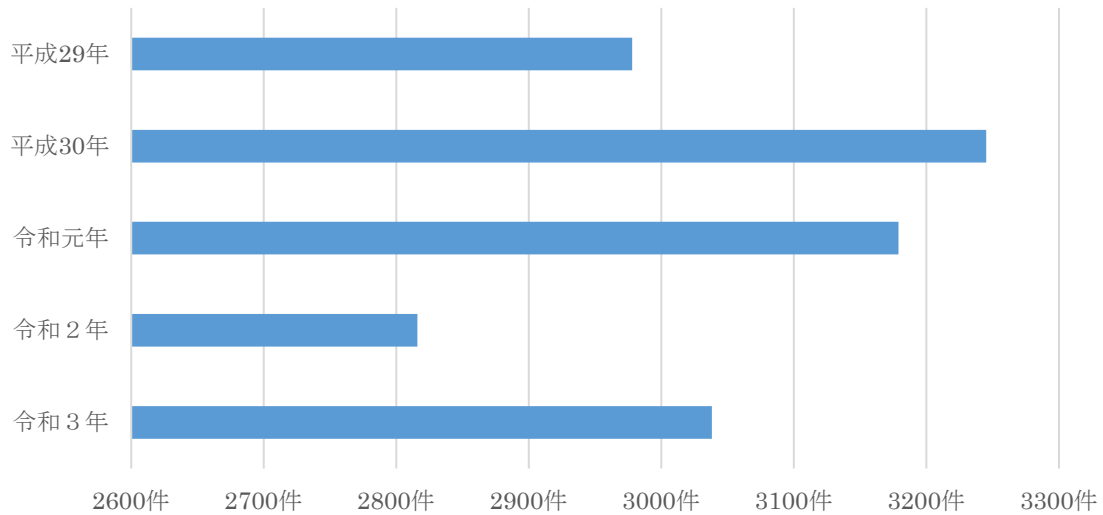
今後、高齢化の更なる進展や住民意識の変化に伴い、救急需要が増加し続けることが予想され、地域によっては更に現場到着時間が遅延し、救命率に影響が出ることが危惧されている。増加する救急需要対策として、住民に対し救急車の適正利用について啓発し、「救急車の利用のしかた」を定着させ、住民の理解を得るための積極的な広報活動が必要である。

2 施策の方向性（目的）

- (1) 救急需要が増大することで、救急隊の現場到着時間の遅延など、住民に不利益が及ぶことがないように、救急車の上手な使い方について理解を深め、緊急性の高い傷病者の救命率向上を図る。
- (2) 村上総合病院の移転新築に伴い併設された村上市救急ワークステーションは、更なる救命率向上に向けた救急隊員の研修施設として期待されている。24時間体制の常駐型の当該ステーションでは、救急出動を主業務としながら、日中は救急研修も取り入れている。将来的には緊急度に合わせ、医師の同乗も視野に入れながら救急技術力の向上を図る。
- (3) ドクターヘリ運用について、既存の新潟ドクターヘリ（東部ドクターヘリ）のほか平成29年からは長岡ドクターヘリ（西部ドクターヘリ）の運航も始まり、現在は2機体制で新潟県をカバーしている。県内全域の移動時間はそれぞれ30分圏で網羅しており、管内に3次医療機関を持たない当消防本部へのカバー力は絶大である。今後ますますドクターヘリ運航の需要は高まることが予想されるが、

時代はすでに「患者を医師の元へ」から「医師が患者の元へ」と変化してきている。

過去5年の救急業務



3 主な事業内容

実施事業	事業概要
救急車適正利用推進事業	・救急車の上手な利用について（正しい利用の協力について）、広報、啓発活動を行い、リーフレットの配布等を実施する。
民間救急事業者活用事業	・継続して、緊急性のない患者を搬送する民間の事業者の認定を進める。

4 施策推進上の課題

救急医療電話相談ダイヤルの#7119や小児専用の#8000など家庭における「緊急度判定」のための情報を広く周知すること、そのほか救急医療におけるICT利活用の一環として、消防情報指令システムと連動したトリアージシステムについても今後検討していく必要がある。

2-2-2 救急車両・資機材整備事業

担当課	消防本部警防課 消防署防災安全室	関連事業	2-1-1 消防車両・装備等整備事業
-----	---------------------	------	--------------------

1 現状と課題

救急に対する需要は近年著しく増加しており、救急サービスに対する住民の期待と信頼は極めて高いものがある。

また、2025年（令和7年）以降の高齢化ピークに向けて救急需要は今後ますます増加するものと考えられている。

現在7台で稼働している救急車も使用10年かつ走行15万キロメートルで更新を予定している。

【救急車更新計画】

令和4年度更新	朝日救急車
令和6年度更新	関川救急車
令和7年度更新	荒川救急車
令和8年度更新	署第2救急車

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
高規格救急自動車更新・整備事業	・車両更新計画に基づき更新・整備を行う ・計画的な更新により、車両数の適正化を図る。
救命処置用資機材等整備事業	・規格の統一や職員の活動時の負担等を考慮し、時代のニーズに見合った資機材を導入する。

4 施策推進上の課題

高度救命処置用資機材は、定期的・継続的な保守点検が必要となる。また、出動件数の増加に伴い、更新年数の短縮や車両数の適正化について検討する必要がある。

2-2-3 救急研修・教育事業

担当課	消防本部警防課 消防署防災安全室	関連事業	1-2-2 消防職員・教育訓練事業 2-2-4 医療機関連携事業
-----	---------------------	------	-------------------------------------

1 現状と課題

救急救命士は、資格取得後に再教育病院実習のほか、メディカルコントロール協議会主導の下で生涯教育を行っており、いずれの教育研修も医師の指導・助言を受けられる環境下にある。救急隊が医療機関へ搬送し、初期治療にあたる上で必要な情報であり、応急処置を理解し技術に繋げていくために非常に有効である。

救急医療は年々高度化しており、それに伴い救急隊員（救急救命士）に求められている知識、技術も高度なものとなっている。

救急救命士の教育研修の場は確立されているが、その他の救急隊員の教育は限られているため、指導救命士及び救急救命士の指導の下で消防職員全体が救急の知識を深め、高度救命処置を理解していく場を設けていかなければならない。特に救急現場では高度救命処置の補助を行う能力も必要とされており、継続的に救急隊員教育を行う必要がある。

2 施策の方向性（目的）

救急救命士を年次計画で養成または、有資格者の採用等により、救急隊1隊に複数の救急救命士が乗車できる体制を整備する。

新設された村上市救急ワークステーションを活用しながら、病院実習などを継続して行うとともに、指導救命士を養成し、所属における教育訓練体制の充実と救急隊員の知識・技術の向上を図る。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
救急隊員教育訓練事業	<ul style="list-style-type: none"> ・救急救命士及び指導救命士の養成を図る。 ①救急救命士養成研修 ②救急救命士就業前病院実習 ③救急救命士再教育病院実習 ④気管挿管病院実習 ⑤ビデオ喉頭鏡資格取得実習 ⑥指導救命士養成研修 ⑦消防大学校救急科派遣 ⑧救急隊員の生涯教育

4 施策推進上の課題

教育訓練期間が長期にわたる場合は、有資格者である救急救命士や職員の不足が消防力の低下に繋がるため、研修派遣職員のローテーション等に留意する。

2-2-4 医療機関連携事業

担当課	消防署防災安全室	関連事業	2-2-3 救急研修・教育事業
-----	----------	------	-----------------

1 現状と課題

地域住民の高齢化が進み、地域医療の充実・高度化が求められる中、救急需要は増加する傾向にある。

消防業務全体に占める救急業務の割合が大きくなってきており、メディカルコントロール体制に基づく、検証・研究により救急隊員の資質の向上を図り、救急業務の高度化に対応した救急体制を確立する。

救急の需要は高齢化の進展による重症傷病者の増加など、更なる事業の拡大が見込まれるため、救急隊員の救急医療における応急処置等の資質向上は不可欠である。

2 施策の方向性（目的）

医療機関との合同研修・訓練を行い、連携の強化を図る。また、救急救命士に対する指示体制の充実及び救急活動の医学的な観点による検証を行い、救急救命処置の質の向上を図る。

平成 31 年に新たに締結された、「村上 DMAT 出動に伴う村上市消防本部の支援に関する協定」による DMAT 出動に際し連携を図るため、研修・訓練を充実させる。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
病院前救護体制強化事業	<ul style="list-style-type: none">・メディカルコントロール協議会に登録されている MC 指導医師によって、救急救命士が行う特定行為に具体的指示、指導・助言を実施する。・救急活動記録票に基づき、検証医師による救急活動全般の検証を実施する。・地域拠点病院および DMAT (※) と連携した大規模災害訓練を実施する。

※DMAT (災害派遣医療チーム Disaster Medical Assistance team の略)

4 施策推進上の課題

救急救命士の増加や救急救命処置の処置範囲拡大を受け、教育水準が上がるほど救急事務量の増加が懸念されるため、救急係員の増員、確保が必要である。

また、傷病者の適切な搬送を行うためには、地域のみならず下越圏域の救急医療機関との連携を推進する必要がある。

2-2-5 救急ネットワーク構築事業

担当課	消防本部警防課	関連事業	2-2-1 救急需要増加対策事業
-----	---------	------	------------------

1 現状と課題

応急手当の普及啓発については、「村上市消防応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」（平成 24 年訓令第 11 号）に基づき実施している。

平成 28 年度からは、毎月普通救命講習会の開催を計画、実施しており、講習会数及び受講者は年々増加傾向にある。

令和 3 年度からは応急手当普及啓発車が導入されたことで、より効果的・効率的な講習会が可能となった。その他、応急手当普及員及び再任用職員等による講習開催を支援していくための資機材や教材の継続的な整備が必要である。

2 施策の方向性（目的）

救命講習等の普及啓発活動を継続して実施することにより、住民の応急手当により傷病者の症状の悪化防止や緊急性の高い傷病者に対しての迅速な救命手当の実施を推進する。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
救命講習実施事業	・住民に対し、救命講習等を開催し応急手当の知識・技術を広く住民に普及させる。
AED設置促進事業	・管内の事業所等が設置したAEDについて、事業者の承諾を得て住民に周知することで「救命の連鎖」の構築を支援する。

4 施策推進上の課題

講習会と受講者の増加に伴い、訓練用資器材の劣化が懸念されるため、メンテナンス又は更新が必要となる。また、心肺蘇生ガイドラインは5年毎に変更されるた

め、訓練用AEDトレーナーのバージョンアップ等、応急手当指導員に対しても技術講習を実施する必要がある。

2-3 消防団運営管理事業

消防団の持つ地域密着性、要員動員力、即時対応力を最大限に発揮できるよう、消防団員の確保、施設整備、装備整備等の充実強化を推進する。

また、村上市消防団、関川村消防団、栗島浦村消防団と常備消防との災害対応に係る広域的連携訓練を実施する。

2-3-1 消防団運営管理事業

担当課	消防本部総務課 消防署防災安全室 消防署各分署	関連事業	2-3-2 消防団広域連携事業
-----	-------------------------------	------	-----------------

1 現状と課題

住民の安全・安心に資するため、老朽化した消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ積載車及び小型動力ポンプの更新や消防器具置場等の整備を計画的に進める必要がある。

人口減少に伴い、新規入団者の減少が避けられない状況の中、火災のみならず大規模地震や風水害等の災害が発生した際に効果的に活動が出来るような体制づくりが課題である。

2 施策の方向性（目的）

消防団員の災害活動、公務災害補償、退職報償、運営等に関して担保することにより、災害時における消防体制の強化を図るほか、施設及び資機材などの整備、消防団組織の再編により人口減少時代に対応した組織体制を整え地域総合防災力を高める。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
消防団運営管理事業	・消防団員の災害活動、公務災害補償、退職報償、運営等に関して担保することにより、災害時における消防体制の強化を図る。
消防団車両・資機材整備事業	・更新計画に基づき、更新・整備を行う。 ・計画的な更新により、資機材等の適正化を図る。

消防団施設維持管理事業	・常時万全な体制で消防活動が行えるよう、消防団施設の維持・管理を行う。
-------------	-------------------------------------

4 施策推進上の課題

新規入団者の確保にあたっては、消防団活動の具体的内容と負担の程度を説明し、消防団活動を理解してもらい、入団しやすい環境をつくる必要がある。また、団員個人の負担軽減を図り、団員を確保するため、従事する業務を限定したを進める必要がある。

2-3-2 消防団広域連携事業

担当課	消防本部総務課 消防署防災安全室 消防署各分署	関連事業	2-3-1 消防団運営管理事業
-----	-------------------------------	------	-----------------

1 現状と課題

消防団については、村上市消防団（村上方面隊・荒川方面隊・神林方面隊・朝日方面隊・山北方面隊）、関川村消防団、栗島浦村消防団で岩船地区支会を組織している。

災害現場での円滑な協力体制と活動をするためには、合同訓練や定期的な連絡会議等の開催により日ごろから顔の見える関係の構築が必要となっている。

2 施策の方向性（目的）

合同訓練等を通じて、管轄する1市2村の消防団と常備消防との連携強化を図る。

3 主な事業内容

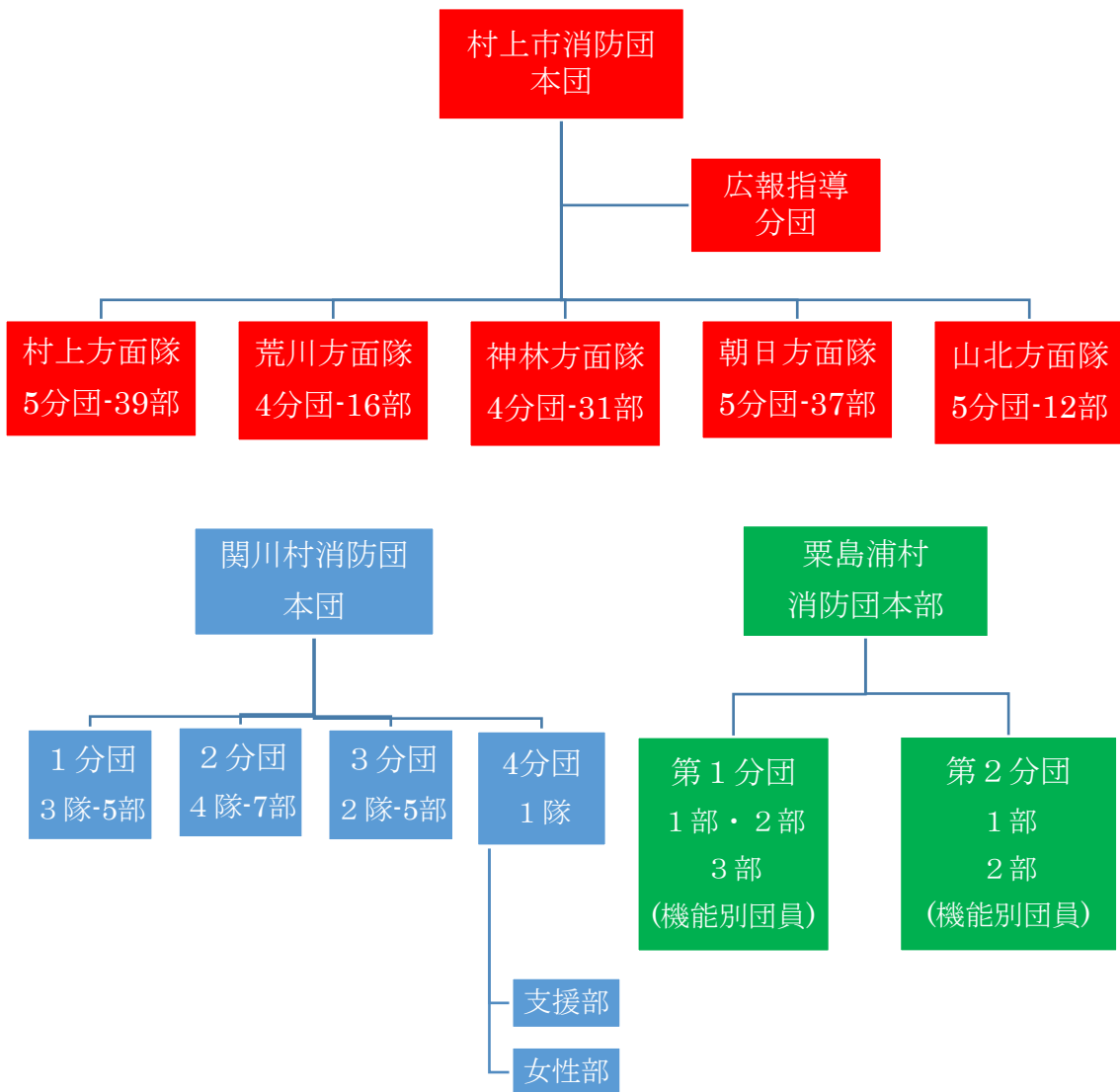
実施事業	事業概要
消防団広域連携事業	・管轄する1市2村の消防団、岩船地区支会と常備消防との災害対応に係る広域的連携訓練を実施する。

4 施策推進上の課題

地域の実情に応じた連携の確保を図ることが必要となるほか、各市村の防災所管との連携の確保も必要となる。

【新潟県岩船地区支会消防団概要 (R3.4)】

消防団 (方面隊) 名		分 団 - 部 数	人 員
村 上 市 消 防 団	本団	団長 広報指導分団 (18名)	19名
	村上方面隊	5分団 39部	627名
	荒川方面隊	4分団 16部	283名
	神林方面隊	4分団 31部	414名
	朝日方面隊	5分団 37部	479名
	山北方面隊	5分団 12部	248名
関川村消防団		本団 4分団 10隊 19部	360名
粟島浦村消防団		本部 2分団 5部	90名



3 火災予防の推進

火災予防対策については、昭和23年の消防法制定以来、目まぐるしく変化する社会経済情勢の中、数々の大規模火災を教訓として立入検査及び違反是正、消防同意、防火管理制度、防災規制、住宅防火対策、危険物規制、消防用設備等の設置、維持基準及び消防用機械器具の検定制度等に係る消防法令の整備が進められてきた。

火災予防の効果的な推進のためには、消防機関だけでなく、他の行政機関や各事業所、更には地域住民がそれぞれ自らの責任と役割分担を認識し、相互に協働して総合的な連携を図ることが重要である。

予防業務は、科学技術の進歩による産業の高度化、社会情勢の複雑化及び多様化により、予防要員に必要とされる知識や求められる技量も高度化しており、限られた人員の中で効率的かつ効果的な業務を遂行できるように体制を構築していく必要がある。

【近年の法令改正概要】

施行日	改正内容	備考
H20. 10. 1	個室形態店舗への自動火災報知設備設置義務化	面積関係なく
H21. 4. 1	グループホーム等への防火管理・消防設備強化	小規模施設へ義務
H21. 6. 1	大規模地震等に対応した防災体制の整備	大規模対象物
H23. 1. 1	消火器の規格省令の改正（消火器リサイクルシステム等）	耐圧性能検査
H23. 6. 1	全ての住宅に住宅用火災警報器設置義務化（条例）	既存住宅もすべて
H26. 4. 1	統括防火・防災管理者の選任（大規模災害への備え）	全体の消防計画届
H26. 4. 1	旅館・ホテル等に対する表示制度	適マーク制度
H26. 11. 1	屋外における催し物における防火管理体制（条例）	消火器の準備等
H27. 4. 1	社会福祉施設等の用途区分見直し・消防設備強化	用途の細分化
H28. 4. 1	病院・診療所等の用途区分見直し・消防設備強化	用途の細分化
H31. 10. 1	飲食店等の消火器具の設置義務範囲の拡大	面積関係なく
R2. 4. 1	違反対象物に係る公表制度（条例）	特定防火対象物

3-1 火災予防体制の充実と強化事業

立入検査業務、違反処理体制を強化し、防火対象物を住民の安全な利用に供するために、出火防止及び防火管理体制の確立を目指す。

また、火災調査業務を強化することにより精度を向上させ、調査結果やその他統計データの活用により、火災予防広報の充実を図り、防火意識の更なる普及・啓発を行い、事業所においては自主保安体制の向上を促進する。

あわせて、効果的な予防業務を実施していく上で、予防要員の育成を行い、高度な教育を施すことにより予防業務の水準を高める。

3-1-1 火災予防推進事業

担当課	消防本部予防課 消防署防災安全室 消防署各分署	関連事業	3-1-2 火災調査業務強化事業 3-1-3 予防要員育成強化事業
-----	-------------------------------	------	--------------------------------------

1 現状と課題

火災の原因は放火によるものや、火の不始末に起因するものが多く、火災を予防するためには、住民一人ひとりの防火意識の高揚を図る必要があるため、火災予防広報を効果的に展開することは重要な事業である。

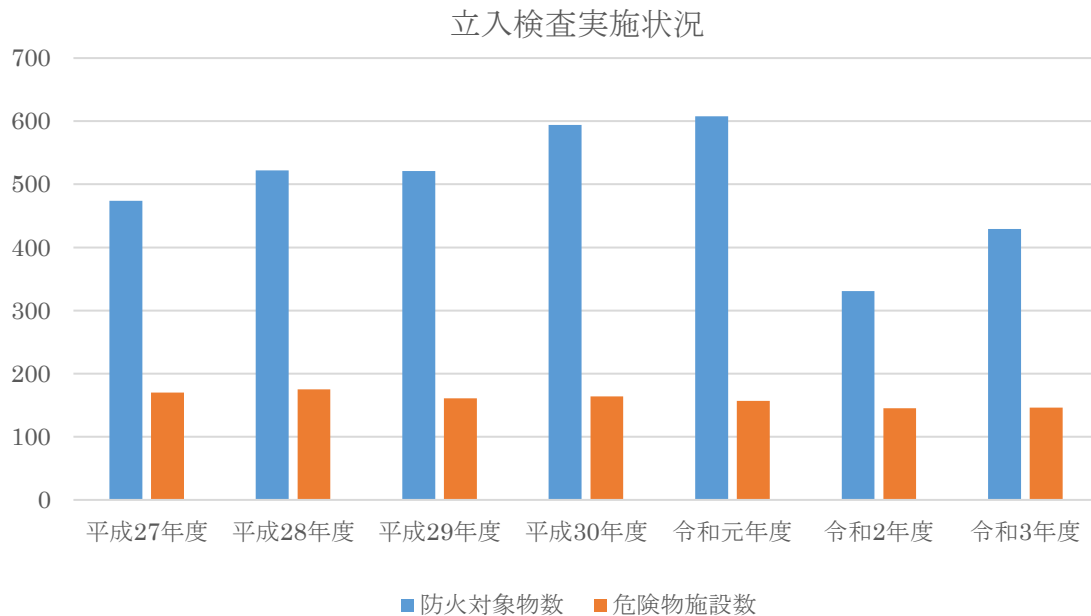
大規模な防火対象物、危険物施設は、火災などの災害発生の際に、その施設のみならず周辺地域の住民及び環境、あるいは経済活動に甚大な被害をもたらす恐れがあるため、尊い生命と財産の被害を少しでも減らすよう、立入検査を継続し防火指導の充実と法令違反の是正促進を図る必要があるとともに、事業所などに対しては事業所の形態に応じた防災講演や消防訓練の充実を図る必要がある。

予防業務は、限られた人員の中で可能な範囲で行っている状況であるため、法令違反及び危険性を考慮して、効率的、効果的に立入検査を実施し違反是正を実行しなければならない。

2 施策の方向性（目的）

立入検査業務及び違反是正処理体制を強化し、法令違反の是正に努める。重大な法令違反及び火災危険のある防火対象物、危険物施設は違反処理し、速やかに公共の安全を図らなければならない。防火意識の更なる普及・啓発を行うため、火災予防広報の充実を図り、特に事業所における自主保安体制の向上を促進する。

例年の立入検査の状況は火災予防査察規程により実施しており、防火対象物で約500施設、危険物施設で約170施設となっている。今後も違反對象物を中心に効率的、効果的な立入検査の推進を図る。



3 主な事業内容

実施事業	事業概要
違反処理業務強化事業	<ul style="list-style-type: none"> 立入検査等で判明した法令違反のある防火対象物及び危険物施設の違反是正を促進し、火災等による被害の減少及び防火・防災意識の向上を目指す。
火災予防広報事業	<ul style="list-style-type: none"> 住民に対し、様々な機会や情報媒体を通じ出火防止を最重点とした防火意識の普及・啓発を行う。特に火災予防運動期間中には実施計画に基づき取り組みを強化する。 事業所の形態に応じた防災指導を行うほか、高度な総合訓練を実施し指導することで、自主保安体制及び安全管理の向上を図る。

4 施策推進上の課題

火災予防広報は、住民周知というより、むしろ積極的かつ広範囲に展開するべき性質を持っているので、ソーシャルメディア等を利用した多量に、即効性のある予防広報を組織全体で展開する必要がある。立入検査等を実施する体制の整備や担当職員の資質向上のための育成計画の検討、構築が必要である。

3-1-2 火災調査業務強化事業

担当課	消防本部予防課 消防署防災安全室 消防署各分署	関連事業	1-2-2 消防職員教育・訓練事業 3-1-1 火災予防推進事業 3-1-3 予防要員育成強化事業
-----	-------------------------------	------	---

1 現状と課題

従来からの火災調査業務は、火災原因を判定するための判断基準が調査員の経験と知識に基づくことが多く、後ろ盾となる科学的根拠による調査体制が十分に確立されていないのが現状である。また、火災件数の減少に伴い、火災調査業務に携わる機会も減少し、調査に精通した職員を育成しにくい現状がある。

近年、特に製品からの出火事例は、住民等の関心が高まりつつあること及び使用者と製造業者の利害に深く関係しており、より正確な火災原因の究明が求められていることから、職員の更なるレベルアップを図るための研修会及び調査等に必要な専門的な資機材の整備が必要となっている。

2 施策の方向性（目的）

火災調査業務の更なるレベルアップを図るために、研修会等を定期的実施するとともに、火災調査業務に必要な資機材を各部隊に整備し、調査能力を平準化及び向上させ、判明した火災原因の調査結果を、今後の火災予防広報を始めとする諸施策及び警防業務に反映させる。

3 主な事業内容

実 施 事 業	事 業 概 要
火災調査業務強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・精度の高い火災調査を実施するために、資機材の整備を進める。 ・火災調査科（消防大学校・県消防学校）へ派遣し、高度な教育を施す。 ・内部研修会の実施や外部研修会への派遣など、人材の育成を図る。

4 施策推進上の課題

大規模・特殊火災等に係る火災調査については、消防本部の対応力を補うために国による原因調査の体制が整備されているので、制度活用のための指針を定めておく必要がある。一方、通常の火災に係る原因調査については、専門的知識及び経験を有する人員不足から知識、技術の継承が進んでいない。調査体制の整備、職員の

資質向上、調査に必要な高度な資機材を導入、活用する人材育成計画が求められる。

3-1-3 予防要員育成強化事業

担当課	消防本部予防課	関連事業	1-2-2 消防職員教育・訓練事業 3-1-1 火災予防推進事業 3-1-2 火災調査業務強化事業
-----	---------	------	---

1 現状と課題

高度化、多様化する予防行政においては専門性が高まっており、担当職員には幅広い知識が求められている。このため予防業務に必要とされる高度な知識、法制及び技術を正しく理解すること、効率的かつ効果的に業務を遂行できるよう予防要員の資質向上及び人材育成のための教育が必要となっている。

予防技術資格者の計画的な育成が必要であるが、現状では暫定的な育成となっている。計画的な育成には、交代勤務職員が予防要員を兼務することも有効な人材育成方策であるため、兼務できる交代制職員の業務範囲を拡大する組織の見直しも検討する必要がある。

2 施策の方向性（目的）

立入検査業務及び違反処理体制を強化するため、予防課職員以外の各署々職員も計画的に高度な教育等を施すことにより、予防業務の水準を高めるとともに、組織全体で火災予防広報に取り組める体制を整備する。

3 主な事業内容

実施事業	事業概要
予防要員育成強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・予防科、危険物科（消防大学校）へ派遣し、高度な教育を施す。 ・予防査察科（県消防学校）へ派遣し、高度な教育を施す。 ・内部研修会の実施や外部研修会への派遣など、人材の育成を図る。 ・予防技術資格者の計画的育成と配置を行う。

4 施策推進上の課題

予防要員の育成と更なるレベルアップが急務となっているが、予防業務に対する意識が警防業務に比べ低いため、組織全体で意識改革を行っていく必要がある。予

防技術資格者認定には検定合格と通算4年の実務経験が必要であるため計画的育成が求められる。

第 3 章 財政計画

1 消防財政の現状と課題

1-1 消防費の構成

村上市に係る常備消防費・非常備消防費（消防団関係）や消防水利、水防費等については村上市一般会計において処理されている。

1-2 性質別歳出の動向

財政（歳出）については、令和2年度決算で消防費の66パーセントを人件費が占めているが、今後の年齢推移を見ると大量退職期が終了したことから、大きな変動はなく、ほぼ横ばいの形で推移していくものと見込まれる。

物件費については、基本的に更新整備を原則としていることから一定の水準で平準化されており、今後も節約に努め比率を保つことが必要である。

消防施設維持に関しては、消防庁舎長寿命化のための必要な事業費について、整備更新に努めていく必要がある。

また、消防車両の更新についても計画どおりに進めていく必要がある。

年度	主な財政計画	備考
R4年度	・朝日救急車更新・本部庁舎空調設備改修工事 ・消防本部駐車場舗装工事・消防本部非常用自家発電設備更新工事・キュービクル改修工事	
R5年度	・はしご車オーバーホール	
R6年度	・関川救急車更新	
R7年度	・荒川救急車更新	
R8年度	・本署ポンプ車更新	

消防財政の今後の見通し

2-1 今後の方向性

今後、更なる人口減少及び高齢者の増加が見込まれる中、村上市として税収等の自主財源の減少が想定される。

消防が持続的な消防サービスを提供していくためには、消防組織の再編等により身の丈にあった効率的かつ効果的な組織づくりを進めていく必要がある。

2-2 財政見通し

村上市が保有している公共施設やインフラ施設は、老朽化が進み、更新時期を迎えている。また、日本海沿岸東北自動車道の延伸や、介護サービスの充実など財政の圧迫が想定される。

消防財政として、老朽化した施設は村上市公共施設マネジメントプログラムを推進しつつ長寿命化を図れる場合は、費用比較により、長寿命化工事を行い、供用年数を延ばすことにより財政事業の平準化を念頭に置きつつ各種事業を推進するものとする。